

権利処理タスクフォース 検討結果

平成30年4月13日

1. 音楽分野及び実演分野における議論の整理

音楽分野及び実演分野における議論の整理

検討にあたっての基本的考え方

中間答申で示された検討の方向性

- 放送や放送後のネット配信については、放送事業者と権利者団体との間で包括利用許諾契約等による実務上の運用手続が形成。
- これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえ、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要。

放送事業者の状況

- NHKについては、総合及び教育テレビの常時同時配信の実施を希望しているが、放送法上の取扱いに関しては「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討中であり、平成27年度より、毎年、同時配信の試験的な取組(試験的提供)を実施しているところ。
- 民間放送事業者については、一部の番組について同時配信の実験を実施しているが、同時配信のビジネスモデルが構築されておらず、これに取組むとの判断には至っていない。



- 現行の初回放送や放送後の見逃し配信における権利処理の運用手続をもとに、図上演習を実施(将来的に同時配信を実施すると仮定した場合に想定される権利処理方法を考察)。
- 上記の図上演習を通して、NHKの試験的提供の結果等を考慮しながら、具体的な課題を抽出し、課題の解決策について議論を実施。

1－1. 音楽分野における議論の整理

音楽分野における議論の整理①

基本とする考え方に関する議論

これまでに示された主な意見

①包括的利用許諾契約	<p>【権利者団体】 ○既に使用料規程を設けており、包括的利用許諾契約により対処可能。</p> <p>【放送事業者】 ○包括的利用許諾契約を締結することは可能と思われる。ただし、民放はビジネスモデルが構築されておらず、現段階ではどのような契約となるかは不明。 ○包括的利用許諾契約を締結しても、権利者団体管理外(アウトサイダー)の問題は残る。</p>
②放送と同様の報酬請求権	<p>【放送事業者】 ○スムーズな権利処理を考えると、運用の中で工夫していく手段もあるが、レコード製作者等について、放送と同様に報酬請求権とする制度改正の検討を進めるべき。</p> <p>【権利者団体】 ○現状包括処理でうまくいっているのに権利制限を求めるのは理解に苦しむ。権利者にもビジネスモデルがあり、一方的な権利制限は納得できない。 ○音楽分野では、実務上大きな課題はないのではないか。 ○NHKにおいては、試験的提供Bの結果では権利者等からネット配信許諾が得られずに配信できなかった割合はごく一部分であり、原因の多くを占める配信権などの問題は音楽の権利を報酬請求権化したとしても解決する問題ではないにもかかわらず、報酬請求権化を主張するのはきわめて都合の良い主張のように思われる。</p> <p>【文化庁等】 ○権利制限には公益性が必要。権利と利用の保護のバランスが必要。実際にどのようなニーズがあるのか不明。</p>

○権利者団体管理外(アウトサイダー)の現状

【NHKによる調査】

- (2015年10月～2016年3月 総合・教育の放送(95,000件)の内訳)
- レコード協会管理が確認されたもの: 87. 1%
 - レコード協会管理外であることが確認されたもの: 1. 1%
 - 管理状況が不明なもの: 9. 1%
 - 輸入盤: 2. 6%

【NHKの試験的提供Bにおける調査】

- (2017年10月30日～11月26日 総合・教育の同時配信(1,209時間、3,345番組)の内訳)
- 配信を行わなかった割合:
時間ベース: 15. 5% 番組数ベース: 19. 3% (644番組)
 - 音楽が原因のもの: 輸入盤CD使用のため、配信を差し控えた2件

レコード製作等におけるアウトサイダーに関する現状の取組等

(1) 集中管理の拡大・権利情報の集約化

① レコード協会による放送事業者に対する管理情報の提供

○放送事業者の求めに応じて、レコード協会に送信可能化権の管理委任を行っている社(会社名)のリストを交付(計349社)。

○特定のレコードが管理委任の対象であるか否かについて、放送事業者からの問い合わせには随時対応。

※JASRACのように放送事業者が直接検索できるデータベースがない。

→「レーベル名、CD番号はリストに記載されていない(インディーズレーベルや合併後のレコード会社名の照合が困難な場合がある)
「現時点での原盤がレコード協会で管理されているのかを調べるのにも手間がかかる。調査の仕方・検索の仕方も課題」
等の指摘があった。

② 文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業

○文化庁では、コンテンツ等の権利情報の集約化に向けたデータベースの整備について、集中管理の取組が進んでいると思われる音楽の分野を中心に、平成29年度より実証事業を行っている。

○平成11年にJASRAC・レコード協会・CPRAにより設立されたMINC(ミュージック・ジェイス協議会)が行ってきた音楽情報の総合ポータルサイトである「MUSIC FOREST」をベースにして、MINCを設立した3団体と昨年10月から参加したNexToneを中心に、日本レコード協会に加盟していないインディーズレーベルの関係の団体にも加わってもらう形でデータベースの構築を進めている。

○CD商品の品番、アルバム名などで検索して、その管理楽曲が確認可能。MUSIC FORESTの掲載楽曲数は約480万曲のところ、新しいデータベースについては約520万曲となっており、約40万曲増加。

(2) 放送事業者と権利者団体の協力に関する契約上の位置づけ

○レコード協会は、放送用複製(放送事業者による一時的固定を超える利用)について平成3年から包括許諾で対応しているが、これまで問題が生じたことはない。契約により、問題が生じればレコード協会と放送事業者が協力して問題解決にあたることとしている。

○放送番組の海外番販(ネット配信を含む)における原盤権処理は放送用複製と同様の契約とすることで権利者団体・放送事業者で合意済み。

→「放送用複製と送信可能化では権利者の受け止め方が違うと思われるので、同時配信について問題が生じるリスクがある」
等の指摘があった。

音楽分野における議論の整理③

レコード製作者等におけるアウトサイダーへの対応に関する議論

これまでに示された主な意見

①権利団体による管理範囲の拡大(データベースの充実・利活用を含む)	【権利者団体】 <ul style="list-style-type: none">○レコード協会として、委任をしていない権利者の取り込みについては今後も積極的に行っていきたいと考えており、そのために放送局から情報提供を受けるなどして、まだ権利を預かっていないレコード会社があるようであれば権利委任の働きかけを進めていきたい。○管理原盤のデータベース化については、よくJASRACのようにできないかと言われるが、そこまでのレベルは難しいが、レーベル名での管理や、レコード会社名以外での情報の追加といった、管理レコードの明確化や情報の整理については積極的に取り組んでいきたい。 ※文化庁では、コンテンツ等の権利情報の集約化に向けたデータベースの整備について、集中管理の取組が進んでいると思われる音楽の分野を中心に、平成29年度より実証事業を行っている。○輸入盤(日本で国内版未発売の外国のメジャー以外のレコード)については、外国との相互管理協定を拡大していくなどの取組で対応していきたい。
	【放送事業者】 <ul style="list-style-type: none">○現時点での原盤がレコード協会で管理されているのかを調べるのにも手間がかかる。調査の仕方・検索の仕方も課題。(再掲)○レコード協会の委任を増やす取組については評価。しかし、現実問題として、委任範囲を100%に広げるのは難しいと思われる。
②不明権利者裁判制度	【放送事業者】 <ul style="list-style-type: none">○現行の不明権利者裁判制度では、申請中利用制度を活用して利用ができるまでに一定の時間と手續が必要なので、放送と同時の番組配信の権利処理で活用することは極めて困難。
	【文化庁】 <ul style="list-style-type: none">○裁判制度については、これまで「相当な努力」要件の具体的、明確化及び要件の緩和や、申請中利用など、改善を行っている。
③拡大集中許諾制度	【権利者団体】 <ul style="list-style-type: none">○拡大集中許諾の議論もあるのではないか。 【文化庁・有識者等】 <ul style="list-style-type: none">○拡大集中許諾制度の法的正当化については、默示の許諾、労働協約、民法上の事務管理等に基づく説明が考えられるところ、それぞれに課題が残るところと考えられ、具体的な制度内容に応じてさらなる検討が必要。○また、導入する場合の具体的な課題としても、拡大集中許諾については、団体の在り方(適格性・代表性・構成員の同意の要否)、使用料の徴収・分配の手続、非構成員との関係、オプトアウトの具体的仕組み、著作権管理事業法と競争法との関係、未分配の使用料の取扱いなど多様な課題を有している。○拡大集中許諾制度は、日本では、権利者側の組織率が低く、導入困難。○権利者団体による権利者の確定や探索等により加入率を高めていくと、拡大集中許諾制度を導入する道を開くことになる。
④放送と同様の報酬請求権(再掲)	【放送事業者】 <ul style="list-style-type: none">○スムーズな権利処理を考えると、運用の中で工夫していく手段もあるが、レコード製作者等について、放送と同様に報酬請求権とする制度改正の検討を進めるべき。 【権利者団体】 <ul style="list-style-type: none">○現状包括処理でうまくいっているのに権利制限を求めるのは理解に苦しむ。権利者にもビジネスモデルがあり、一方的な権利制限は納得できない。○音楽分野では、実務上大きな課題はないのではないか。○NHKにおいては、試験的提供Bの結果では権利者等からネット配信許諾が得られずに配信できなかつた割合はごく一部分であり、原因の多くを占める配信権などの問題は音楽の権利を報酬請求権化したとしても解決する問題ではないにもかかわらず、報酬請求権化を主張するのはきわめて都合の良い主張のように思われる。 【文化庁等】 <ul style="list-style-type: none">○権利制限には公益性が必要。権利と利用の保護のバランスが必要。実際にどのようなニーズがあるのか不明。

音楽分野における議論の整理④

その他の意見

これまでに示された主な意見

①同時配信の前提となるビジネスモデルに関する意見	【放送事業者】 <ul style="list-style-type: none">○民放各社は現状、同時配信を実施するか否か、また実施した場合に、どのような方針で行うのか判断していない。○仮に実質的な収入がなく、「放送の補完サービス」として実施するのであれば、権利処理においては「ゼロベース」とするなど権利者の協力をお願いしたい。○同時配信について社会的要請がある場合、権利とそれに伴う使用料の考え方を見直す必要がある場合には、現行の使用料規程の考え方についても考え直す必要があるのではないか。 【権利者団体】 <ul style="list-style-type: none">○ビジネスモデルが成り立つか権利をゼロベースとするのかという議論は別にすべき。無権利と同等の状態にすべきという意見ならば話し合いはうまくいかなくなる。○クリエイターにもビジネスモデルがあり、一方的にクリエイターの権利を制限せよという議論はおかしい。○そもそも同時配信においてどのようなサービスを具体的に提供する計画であるのかを明示すべき。
	【民放各社】 <ul style="list-style-type: none">○NHKの権利処理のやり方が業界全体の慣行と見なされることについて懸念するところであり、NHKにおいては、民放各社との情報共有に加え、権利処理のルールの考え方配慮すべき。○NHKとの情報共有及び意見交換は必須であり、あらかじめ一定の仕組みを構築することが必要。 【NHK】 <ul style="list-style-type: none">○NHKと民放では収入構造が異なることから、異なる権利処理手続ルールの形成もあり得る。ただし、情報共有や意見交換を行っていくことは可能である。
③民放ローカル局における権利処理への対応	【民放各社】 <ul style="list-style-type: none">○民放連と権利者団体の協議に基づく包括的利用許諾契約等が成立するのであれば、民放連がローカル局の意見集約をすることが可能なので個別の事前調整は不要になるのではないか。○社内に権利処理専門の部署がない放送事業者もあり、アウトサイダーとの権利交渉ができるか疑問。○系列局のことも想定して検討を進めていきたい。○民放連では当面調査・研究を主眼としており、ローカル局が同時配信を行うと決めたときには民放連としてどのような対応が必要なのか検討することになろう。

1－2. 実演分野における議論の整理

実演分野における議論の整理①

議論の背景

- テレビ番組の同時配信はいずれも実験段階であり、現在aRmaでは正式に同時配信の権利処理を行っておらず、使用料規程にも同時配信に関する規定は存在しない。
- 初回放送の権利処理については、NHK・民放共に、番組出演時に権利者と直接交渉。初回放送直後に行われる見逃し配信の権利処理については、NHKは権利者との直接交渉、民放はaRmaを通じた集中処理を実施。

同時配信において想定される権利処理方法の例

これまでに示された主な意見	
初回放送の許諾取得時に直接交渉し許諾を得る方法	aRmaを経由して許諾を得る方法
【NHK】 <ul style="list-style-type: none">○放送番組を「全て」「同時に」配信するという常時同時配信の特性から考えると、初回放送の出演交渉と同時に同時配信の許諾を実演家から取得するのが現実的。	【民放】 <ul style="list-style-type: none">○aRmaのシステムは、映像コンテンツの二次利用の権利処理を目的として構築されており、全番組における常時の同時配信を想定した作りにはなっておらず、番組の処理手続の作業量を考慮した場合、放送局・aRmaの双方ともに、aRmaのシステムを通じて見逃し配信と同様の権利処理手續を行うのは、現実的には困難。○他方、番組を選別して同時配信をする場合には、aRma経由の処理が可能かもしれない。
【民放】 <ul style="list-style-type: none">○同時配信の作業というのは、初回放送と数秒違いで同じタイミングで行うものであり、初回放送時における個別処理が望ましい。○同時配信の場合には、物量の問題、実務的な問題、権利者団体管理外の問題があり、やはり初回放送の出演時に同時に処理されるべきものであるという理解。そうでないと実現が非常に難しい。	【権利者団体】 <ul style="list-style-type: none">○同時配信の権利処理をaRmaで行う方法に関しては、同時配信は、直後か同時かのタイミングの違いはあれども早期の送信可能化権利処理であることに違いはなく、民放の見逃し配信と同じやり方で権利処理を行うことは可能。
【権利者団体】 <ul style="list-style-type: none">○初回放送の出演交渉と同時に権利者から直接同時配信の許諾を得る方法に関しては、NHKの見逃し配信における許諾手續と同様に実施可能。○初回の出演契約に含めて交渉を行うようになった場合、現状でも放送の二次利用の際に問題となっているが、追加の支払いをせずに全ての権利を含めて対価を支払う「契約買い取り」のように、放送局が優越的な立場を利用して個別の実演家や事務所と交渉を行うという懸念がある。	

実演分野における議論の整理②

実演分野における議論

これまでに示された主な意見

①許諾の取得に関する意見	これまでに示された主な意見
	<p>【放送事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">○民放はビジネスモデルが決まっていないという大前提があり、それにより権利処理の手法は異なってくる可能性がある。○放送の出演時に同時配信についても許諾を得られればよいが、一方でネット配信について非常に管理の厳しいタレント事務所が存在することも事実。実演家の一人がNGを出せば、その番組全体の同時配信は不可能となることも想定される。同時配信の実現を推進するには、放送と同等と考えられる仕組みや法改正が望まれる。○aRma管理外権利者の権利処理も、放送出演の交渉と同時に同時配信の許諾を出演実演家から取得する方法がベストであり、個別の交渉で解決できると考える。 <p>【権利者団体】</p> <ul style="list-style-type: none">○初回放送番組におけるaRma管理外権利者の権利処理は、出演時に可能であると思われる。○著作権法上、放送や送信可能化権が許諾権である限りは、許諾の可否がついて回るが、基本的に放送の許諾をして同時配信は嫌だという人は、実際のところ考えにくい。○NHKの試験的提供Bの配信できない理由の切り分けに違和感。実演家が問題となる部分は少なく、結局は対価の問題に収斂していくのではないか。○NHKにおいては、試験的提供Bの結果では権利者等からネット配信許諾が得られずに配信できなかつた割合はごく一部分であり、原因の多くを占める配信権などの問題は音楽や実演家の権利を報酬請求権化したとしても解決する問題ではないにもかかわらず、報酬請求権化を主張するのはきわめて都合の良い主張のように思われる。○実演家には実演家のビジネスモデルがある。放送局のビジネスモデルに実演家のビジネスモデルが劣後する、すなわち、報酬請求権化して文句を言えないようにしてしまおうとする正当な根拠はどこにあるのか。
②不明権利者に関する意見	<p>【放送事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">○過去番組の再放送を同時配信する場合、不明権利者の問題が発生する。ただし、実際には、民放では古いドラマを再放送するケースは稀ではないか。○再放送を同時配信する場合の許諾についても初回放送時の交渉時に含めることについては、権利処理の効率化からすると望ましいが、費用対効果のバランスや権利者側の意向もあるので、今の段階では何ともいえない。○仮に不明権利者等許諾が取れない出演実演家がいる場合はその番組は配信できなくなる（「フタかぶせ」になる）可能性がある。通常、再放送が決まってから放送＝同時配信までの時間があまりないことを考慮すると、例えば「同時配信を放送と同じ扱いとする」ような著作権法の改正も選択肢の一つとして考えるべきと考える。 <p>【権利者団体】</p> <ul style="list-style-type: none">○過去番組における管理外権利者の権利処理の場合、連絡先が不明のために許諾を取得できない可能性がある。○aRmaは、2011年より裁判制度申請の要件を満たす不明者探索の業務委託を受けている。aRmaによる委任取得及び許諾、委任が得られない場合の放送局による個別の権利処理、最終的に連絡先が不明な場合における裁判制度の利用により、放送番組の二次利用の円滑化を実現している。○NHKにおいては、試験的提供Bの結果では権利者等からネット配信許諾が得られずに配信できなかつた割合はごく一部分であり、原因の多くを占める配信権などの問題は音楽や実演家の権利を報酬請求権化したとしても解決する問題ではないにもかかわらず、報酬請求権化を主張るのはきわめて都合の良い主張のように思われる。（再掲）○実演家には実演家のビジネスモデルがある。放送局のビジネスモデルに実演家のビジネスモデルが劣後する、すなわち、報酬請求権化して文句を言えないようにしてしまおうとする正当な根拠はどこにあるのか。（再掲）

2. その他の分野における議論の整理

音楽・実演以外の分野に関する議論

これまでに示された主な意見

【放送事業者】

- 配信権を得ようとすると高額な使用料の上乗せが必要になったり、権利保有者が放送権しか保有しておらず他に独占配信権を有する者があつたりする場合がある。
- 劇場用映画、テレビドラマ、写真、原作、絵画等のなかには、一部、権利者が放送権を保有していても配信権を保有していない場合や、配信権を第三者に独占的に付与していることから許諾できないということは十分にあり得るケースであり、こうしたケースは現行法では努力や金銭では解決できない問題。
- 音楽分野・実演分野以外の他の分野においても大きな課題がある。たとえば、写真や美術品、劇場用映画やスポーツイベントの放映権など、1件1件について、放送とは別途の権利処理が発生することを認識する必要がある。
- 音楽や実演分野は権利者団体による集中管理が進んでいるが、それ以外の分野では権利者団体がない場合もあり、個別処理が必要。仮に初回放送の段階で放送は許諾するがネットは許諾しないといわれた場合、そもそも放送でも使わなければよいという判断ができればよいが、どうしても使いたい場合に問題となる。また、この議論については、100%同時配信することが必ずしも前提ではないということにもかかる問題だと思われる。

【権利者団体・有識者】

- 配信権などの問題は、著作権以外が原因なのではないか。
- 音楽や実演以外の分野における同時配信の権利処理について、新たに製作する番組に関しては、放送の許諾を得る際に、個別に同時配信の権利処理も行うことで十分対応が可能ではないか。
- 同時配信における権利処理全体を円滑に行うためには、音楽・実演以外の権利についても注意が必要だが、権利処理TFではそれらの分野における関係当事者が議論に参加していないので、これ以上この場で議論するのは難しい。

3. 権利処理タスクフォースにおける これまでの検討の経緯

権利処理タスクフォースにおけるこれまでの検討の経緯

【権利処理タスクフォース】

平成29年10月16日	権利処理TF（第1回）	・英国における放送コンテンツの権利処理について（MRI） ・音楽分野・実演分野サブワーキンググループの設置決定
平成29年12月18日	権利処理TF（第2回）	・各サブワーキンググループにおける検討状況の中間報告
平成30年2月13日 ※TF・SWG合同開催	権利処理TF（第3回）	・平成29年試験的提供B（概要と権利処理関連事項について）（NHK）
平成30年4月3日	権利処理TF（第4回）	・各サブワーキンググループにおける検討状況の最終報告 ・権利処理タスクフォースのとりまとめ

【音楽分野サブワーキンググループ】

平成29年10月20日	音楽SWG（第1回）	・JASRACにおける作詞・作曲の権利処理の原則的運用（JASRAC） ・レコード製作者の権利処理の原則的運用（レコード協会）
平成29年11月20日	音楽SWG（第2回）	・レコード実演（音楽）の権利処理の原則的運用（CPRA） ・NexToneにおける作詞・作曲の権利処理の原則的運用（NexTone） ・不明権利者裁定制度・拡大集中許諾制度について（文化庁） ・音楽分野の論点・追加意見の提示
平成29年12月15日	音楽SWG（第3回）	・音楽分野の論点整理
平成30年2月13日	音楽SWG（第4回）	・コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業について（文化庁） ・レコード協会の管理レコードに関する情報提供の現状（レコード協会） ・レコード製作者等に関する権利者団体管理外（アウトサイダー）の現状（NHK）
平成30年2月20日	音楽SWG（第5回）	・aRmaにおける不明者探索業務（aRma） ・コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業の利用報告 ・諸外国の拡大集中許諾制度について（文化庁）
平成30年3月8日	音楽SWG（第6回）	・これまでの議論の整理

【実演分野サブワーキンググループ】

平成29年12月14日	実演SWG（第1回）	・実演（映像）の権利処理の原則的運用(aRma)
平成30年2月2日	実演SWG（第2回）	・実演分野の論点・追加意見の提示
平成30年2月20日	実演SWG（第3回）	・不明権利者裁定制度の具体的な活用方法 ・NHKにおける不明権利者裁定制度の利用について（NHK） ・aRmaにおける不明者探索業務（aRma）
平成30年3月13日	実演SWG（第4回）	・これまでの議論の整理

4. 参考資料

参考 1	音楽著作権（作詞・作曲）権利処理について	P. 17- P. 18
参考 2	作詞・作曲に関する権利処理の原則的運用／NexTone	P. 19- P. 20
参考 3	レコード原盤権に関する権利処理の原則的運用（レコード製作者の場合）	P. 21- P. 23
参考 4	レコード実演に関する権利処理の原則的運用（実演家の場合）	P. 24
参考 5	レコード協会の管理レコードに関する情報提供の現状	P. 25- P. 26
参考 6	音楽権利情報の一括検索サイトの開設について	P. 27- P. 29
参考 7	コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業に対する意見・要望	P. 30- P. 31
参考 8	裁判制度について	P. 32- P. 33
参考 9	拡大集中許諾制度	P. 34- P. 36
参考 10	放送番組出演の実演家に関する権利処理の原則的運用	P. 37
参考 11	著作権者不明等の場合における裁判手続の流れ	P. 38
参考 12	NHKにおける不明権利者裁判制度の利用について	P. 39- P. 41
参考 13	aRmaにおける不明者探索業務	P. 42- P. 46
参考 14	平成29年試験的提供B（概要と権利処理関連事項について）	P. 47- P. 58

音楽著作権(作詞・作曲)権利処理について

一般社団法人 日本音楽著作権協会
(JASRAC)

2017.10.20

著作権法・使用料規程

	放送	同時配信	見逃し配信	VOD
著作権法定義	公衆送信 (放送)	公衆送信 (自動公衆送信)	公衆送信 (自動公衆送信)	公衆送信 (自動公衆送信)
使用料規程	放送等	インタラクティブ配信	インタラクティブ配信	インタラクティブ配信
許諾著作物 信託契約約款 利用形態区分	放送 ・有線放送	インタラクティブ配信	インタラクティブ配信	インタラクティブ配信

【使用料規程】包括的利用許諾契約の場合

○放送等

1. NHK

使用料：当該年度の前年度における放送事業収入の1.5%

放送事業収入：経常事業収入－控除（契約収納費、受信料対策費、調査研究費等）

2. 民放地上波放送

使用料：当該年度の前年度における放送事業収入の1.5%

放送事業収入：放送事業に係る収入－控除（代理店手数料等）

○インタラクティブ配信（動画配信）

1. (3) 商用配信（動画配信）

①ダウンロード形式

使用料：月間の情報料及び広告料等収入の2.0%（※利用者団体と暫定合意）

②ストリーム形式

使用料：月間の情報料及び広告料等収入の1.5%（※利用者団体協議会と暫定合意）

◆情報料及び広告料等収入：①・②ともに控除なし

【管理の範囲】

音楽著作物のJASRAC管理・非管理は、JASRACが一般に公開しているJ-WID（作品データベース検索サービス）により、利用形態ごとに確認が可能。

1. 利用許諾について



参考2

音楽SWG(第2回)配付資料
平成29年11月20日

►利用許諾条件

放送（包括利用許諾のケース）

NHK : 当該年度の前年度の放送事業収入×1.5%以内×利用割合

民放地上波 : 当該年度の前年度の放送事業収入×1.5%以内×利用割合

インタラクティブ配信（動画）

使用料規定なし／利用者団体協議中

ダウンロード・ストリーム・サブスクリプションともに各利用者と個別協議の上、決定

2. 委託範囲について

➤ 支分権について

- 右図のオレンジ色の部分がNexToneが管理する委託範囲
- 委託者は作品単位で複数の委託範囲を選択することが可能
- ②録音権等および⑩インタラクティブ配信に関する区分から管理を開始し、徐々に委託範囲を拡大してきた為、委託範囲によって管理作品が異なる
- 放送（管理）／インタラクティブ配信（管理）
放送（管理）／インタラクティブ配信（非管理）
放送（非管理）／インタラクティブ配信（管理）
というように作品によって管理状況が異なる
※上記非管理の多くはJASRAC管理となっている

➤ 委託範囲の変更

- 委託者は1年に1度委託範囲の変更が可能
- 毎年4月に委託範囲変更のあった作品について利用者に告知
- NexToneホームページ上の作品検索ページにて常に作品の管理状況の確認が可能



レコード原盤権に関する権利処理の原則的運用

参考3

(レコード製作者の場合)

音楽SWG(第1回)配付資料
平成29年10月20日
日本レコード協会

放送番組に係るレコード原盤権の処理は、「放送」および「放送用複製」に加え、「同時配信」、「見逃し配信」、「VOD」まで日本レコード協会が一括して行っている。

(下表の条文番号は特記なき限り著作権法)

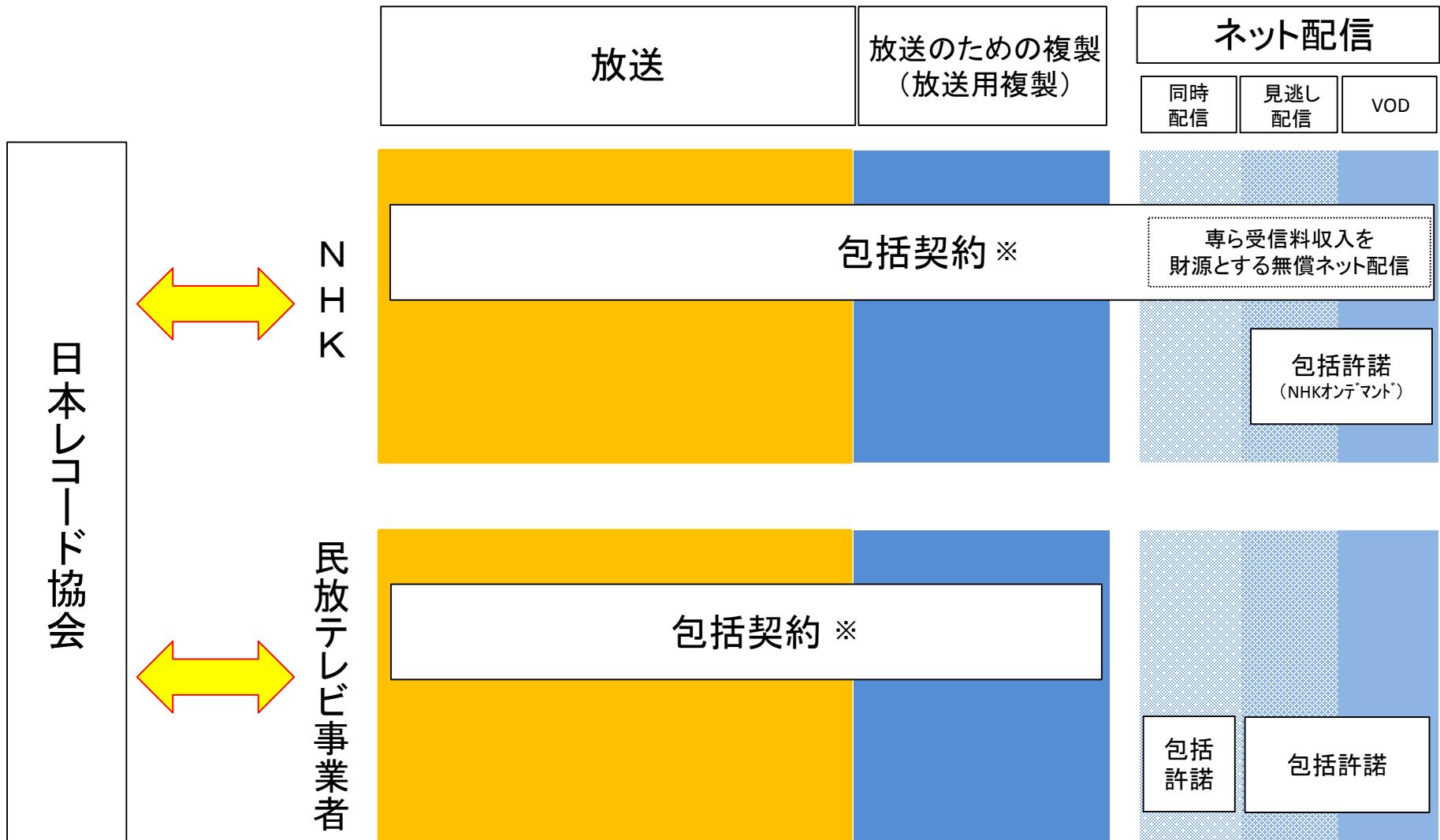
		放送		ネット配信		
法律	権利	放送	放送のための複製 (放送用複製)	同時配信	見逃し配信	VOD
	権利	二次使用料請求権 (97条) ※1	複製権※2 (96条)	送信可能化権※2 (96条の2)		
法律		使用料	協議 (97条4項による 95条10項の準用)	使用料規程 (著作権等管理事業法13条に基づく文化庁長官への届出)		
実際の運用	NHK	包括契約※3			包括許諾(NHKオンデマンド)	
	民放テレビ	包括契約		包括許諾	包括許諾	
	委任(委託) 者数	350社		349社		

※1 日本レコード協会のみが請求可能(97条3項に基づく文化庁長官の指定団体)

※2 日本レコード協会が著作権等管理事業者として管理

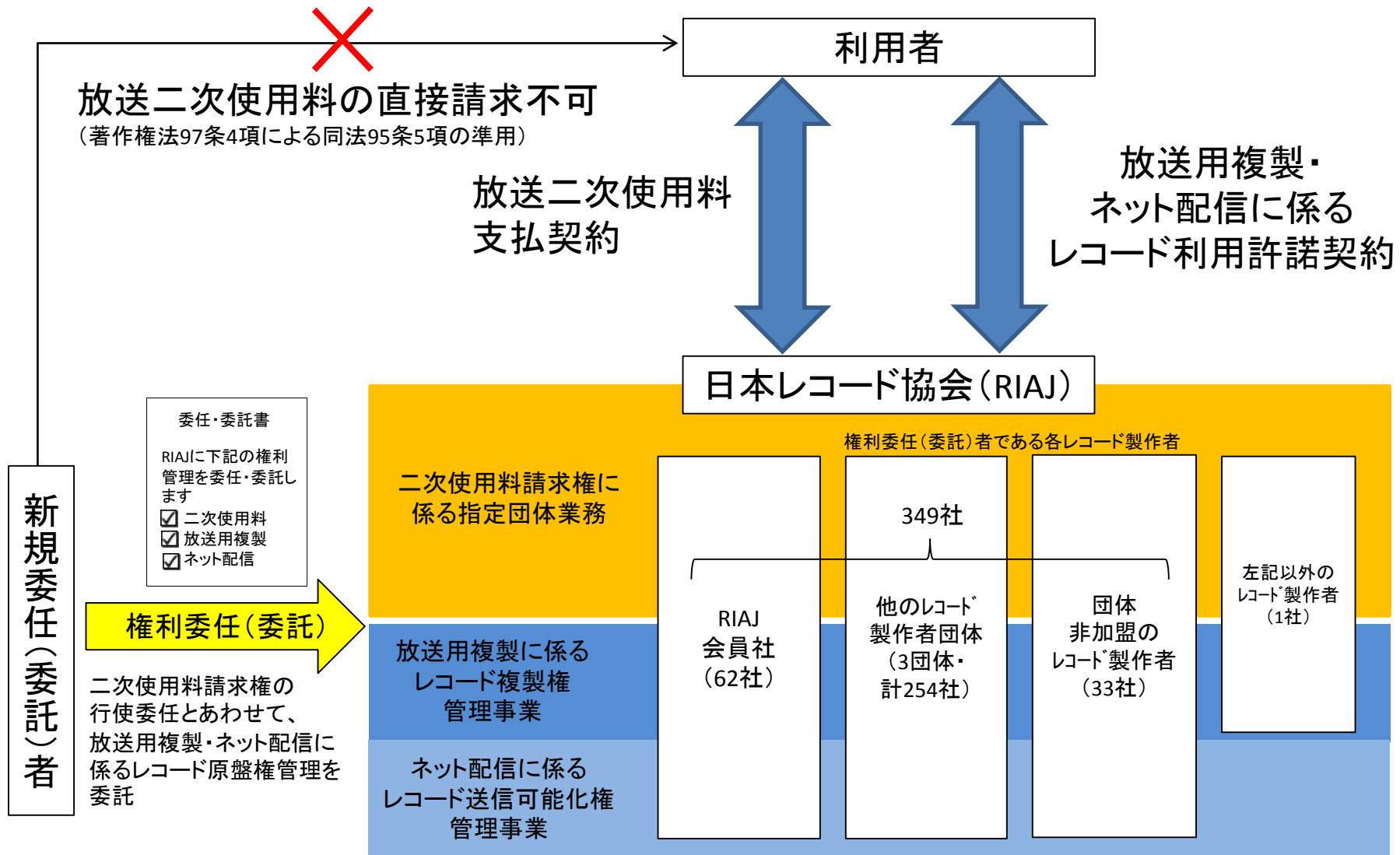
※3 専ら受信料収入を財源として行われる無償のネット配信については、二次使用料・放送用複製に関する包括契約の中で許諾

NHK・民放テレビ事業者との契約実務



* 放送のための複製に関する第三者からの異議申立て等については、レコード協会と放送事業者が協力して問題解決

レコード原盤権の管理受託実務 (レコード製作者の場合)



参考4

レコード実演に関する権利処理の原則的運用 (実演家の場合)

音楽SWG(第2回)配付資料

平成29年11月20日

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター

放送番組に使用されたレコード実演^{※1}は、「放送」も「ネット配信」も利用者との間で締結する包括契約の中で権利処理されている。

利用形態	放送		ネット配信		
	放送	放送用録音	同時配信	見逃し配信	VOD
権利の種別 ^{※2}	二次使用料請求権 (95条)	録音権 (91条)	送信可能化権 (92条の2)		
実際の運用 ^{※3}	放送、ネット配信それぞれ包括契約 ^{※4、※5}				

※1 レコード実演とは、商業用レコードに収録された実演を指す(映像実演は別途実演SWGで検討予定)。

※2 芸団協は実演家の二次使用料請求権に係る指定団体として文化庁長官から指定されている。また放送番組に関する録音権及び送信可能化権については著作権等管理事業者の登録をし、集中管理を行っている。

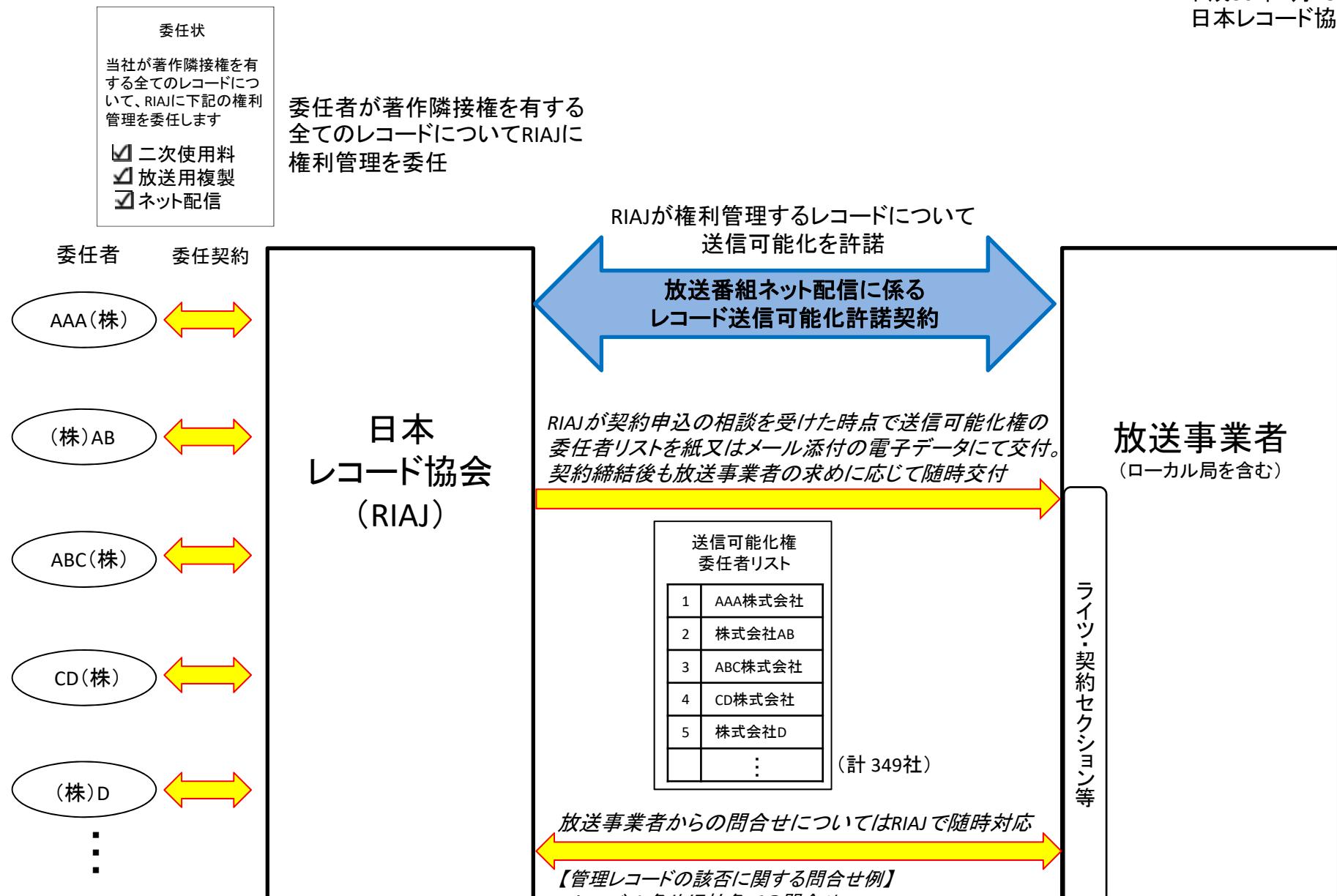
※3 レコード実演の委任者は2016年に8万4千人となった(2006年の2.7倍に増加)

※4 放送/有線放送事業者に対し1,073社と包括契約している。

※5 一部、放送の包括契約にネット配信を含む場合もある。

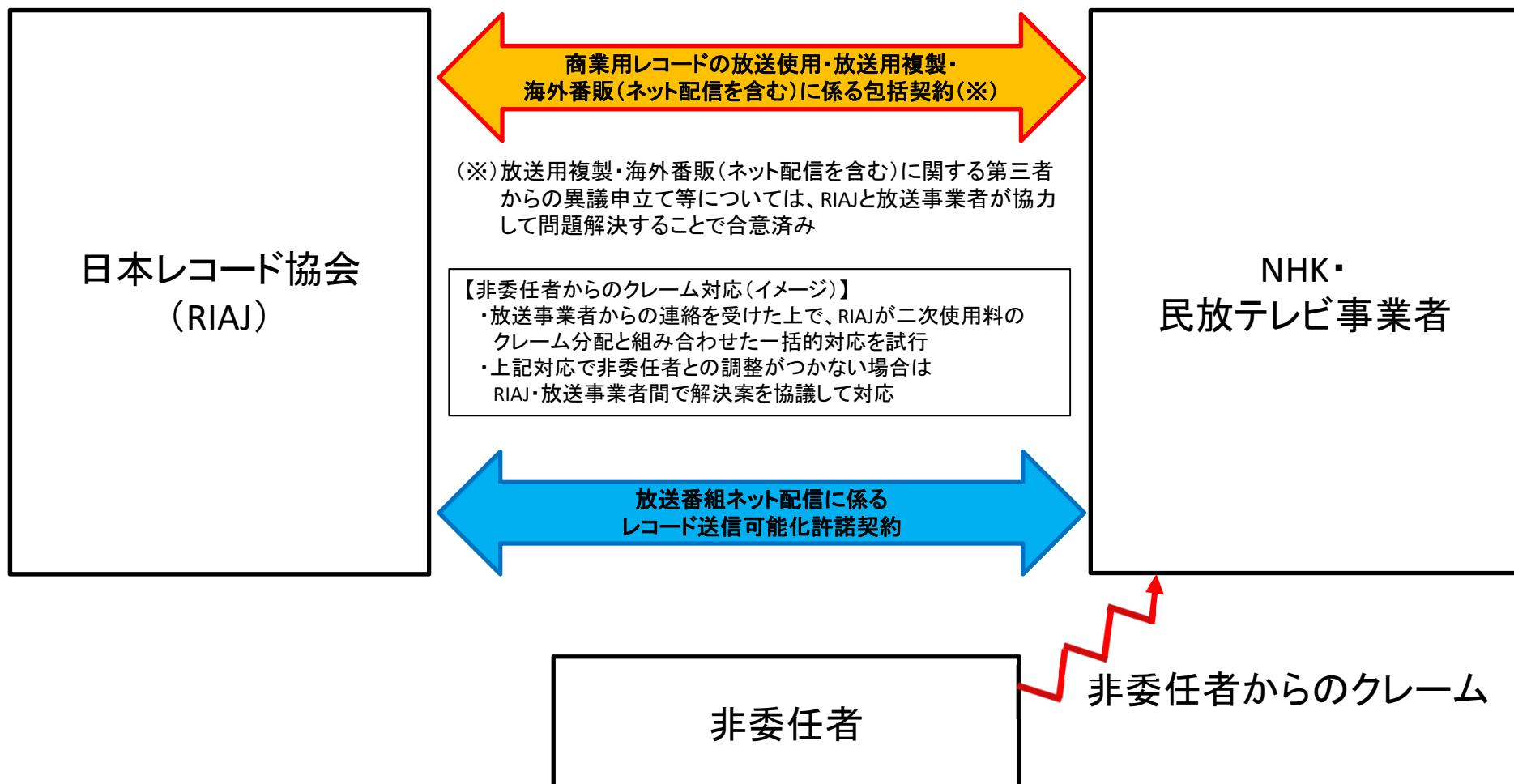
レコード協会の管理レコードに関する情報提供の現状

平成30年2月13日
日本レコード協会



非委任者からのクレームへの対応

- 放送番組の同時配信に関する非委任者からのクレームについては、放送用複製・海外番販（ネット配信を含む）と同様、レコード協会と放送事業者が協力して解決に当たることで対応可能
- 具体的な協力の在り方や解決方法については、放送事業者から同時配信の具体的モデルを提示頂いた後、起こり得る紛争の性質を分析しながら検討



2018年2月1日

プレスリリース

報道関係各位

権利情報集約化等協議会

音楽権利情報の一括検索サイトの開設について

～平成29年度文化庁「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」～

音楽関係団体等で構成する権利情報集約化等協議会（座長：末吉亘（弁護士））は、2月1日、平成29年度文化庁「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」の一環として、音楽著作物の権利情報の一括検索サイト「音楽権利情報検索ナビ」を開設しました。



スマートフォンや動画投稿サイトなどを使って、誰もが簡単に多様な著作物を楽しむことができ、また同時に自分が創作した著作物を手軽に公開できる「一億総クリエーター」・「一億総ユーザー」時代にあって、著作物の適法かつ円滑な利用を促進する必要性がますます高まっています。

そうしたなか、文化庁は、文化審議会著作権分科会等での議論を経て、コンテンツの権利処理の円滑化を目的として、まずは音楽分野の権利情報を一括検索できるプラットフォームの構築に向けた実証に取り組んでいます。

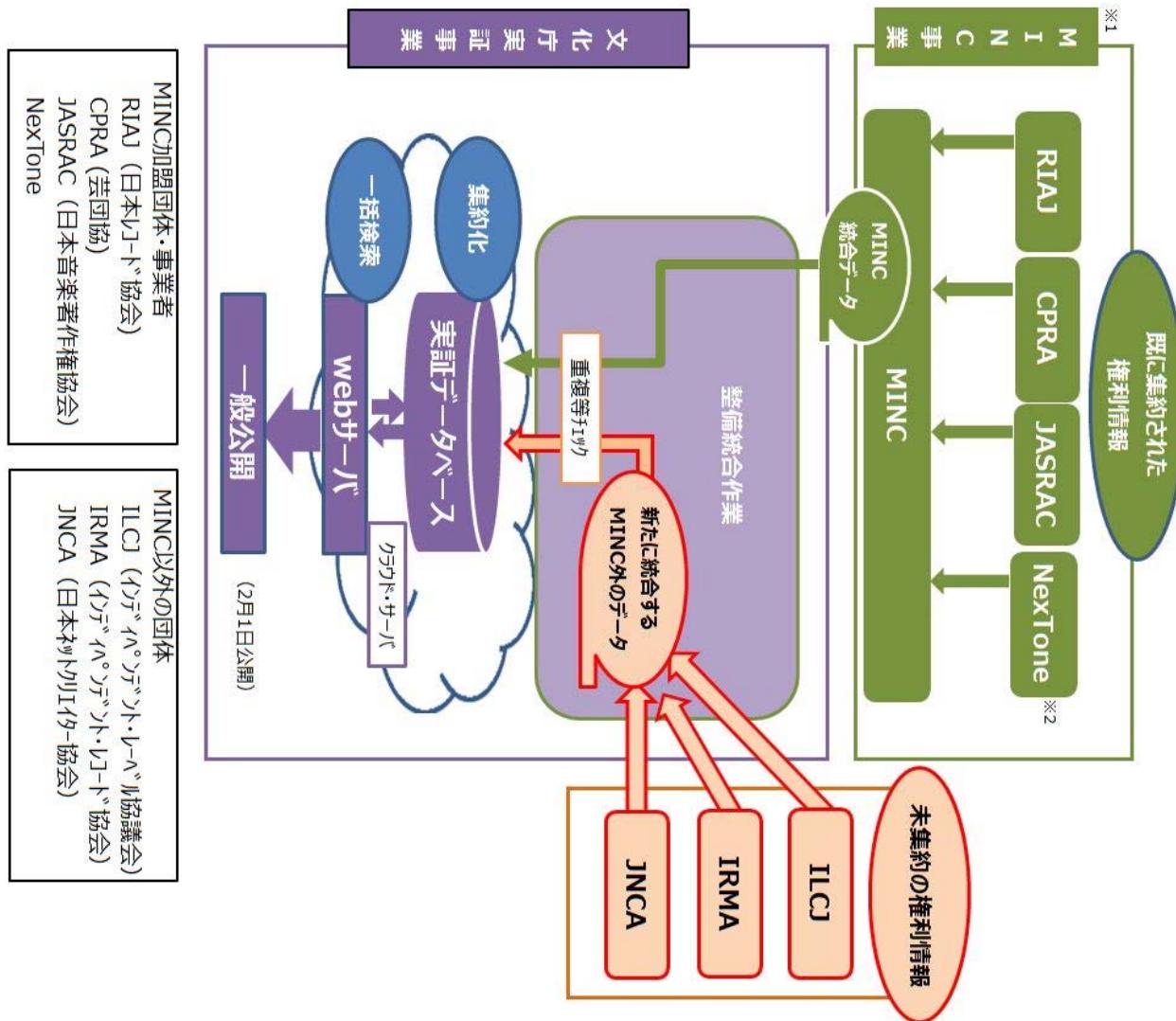
「音楽権利情報検索ナビ」は、まずはCDで発行されている音楽コンテンツに的を絞り、当協議会に参加する各団体・事業者が独自に保有するデータを統合して基本データベースを構築しています。日本レコード協会が提供する製品及び収録曲データ、JASRACやNexToneが提供する作品データ、芸団協CPRAが提供する実演家データに加えて、これまでデータベース化されていなかったインディーズ系レーベルやボカロPなどネット系クリエーターの楽曲データも全てワンストップで検索することが可能です。

この一括検索サイトは、音楽著作物を利活用しようとする誰でもが、権利者情報や作品情報、製品番号などの情報を簡単に検索することができますので、スマートな権利処理を促進することが期待できます。この度は、2月1日から28日までの限られた公開期間ですが、実際に皆様にご利用いただき、ニーズの把握や使い勝手等を検証いたします。

権利情報集約化等協議会では、この「音楽権利情報検索ナビ」を通じた実証実験が、今後、他の分野の著作物を含めた一元的な権利処理を可能とするプラットフォーム構築につながるよう、公開終了後には利用状況の分析や課題検討などを行う予定です。

以上

「音楽権利情報検索ナビ」データ統合・公開イメージ図



*1 MINC（ミュージック・ジャイシス協議会）

デジタル時代における音楽著作物等に係る権利処理円滑化等のため、1999年にJASRAC、芸団協CPRA及びRIAJの3団体で設立した協議会。各団体が提供する商品データ、作品データ、実演家データ等を集約・統合した「MUSIC FOREST（音楽の森）」サイトで公開中。

2017年10月よりNextToneも加盟。

*2 NextToneデータの集約化はMINCで現在作業中。

サイト URL : <https://www.music-rights.jp/>

実証実験期間：2018年2月1日～2月28日

受託会社：株式会社ジャパンミュージックデータ

権利情報集約化等協議会の構成

【座長】

末吉 瓦	潮見坂綜合法律事務所・弁護士
【委員】(五十音順)	

荒川 勲二	株式会社 NexTone 代表取締役 COO
伊澤 一雅	一般社団法人日本音楽著作権協会 常任理事
三田 あけみ	ミュージック・ジェイシス協議会 事務局
椎名 和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センターCPRA 運営委員
長野 文夫	特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会 理事長
仁平 淳宏	一般社団法人日本ネットクリエイター協会 理事
畠 陽一郎	一般社団法人日本レコード協会 理事・事務局長
山下 智	インディペンデント・レーベル協議会 理事・事務局長
渡邊 博一	株式会社ジャパンミュージックデータ 代表取締役社長

【取材、本件に関するお問い合わせ先】

権利情報集約化等協議会事務局（株式会社ジャパンミュージックデータ 担当：大澤）

TEL : 03-5786-6705 FAX : 03-5786-6723 E-mail : music-rights@jmd.ne.jp



コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業に対する意見・要望

2月26日に開催された音楽分野サブワーキンググループ（第5回）において、今年度文化庁が行っているコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業に対して、放送事業者及び権利者団体から以下のとおり意見・要望があった。

【放送事業者からの主な意見・要望】

- 音楽著作権について、JASRAC と NexTone の管理楽曲は、これまで別々のサイトで確認していたが、このデータベース上で一緒に見られようになり、使い勝手がいい。他方、レコード協会の原盤に関しては、委任状況の明確な情報が掲載されていないので、それはこれから課題かと思う。
- インディーズの中には検索できる会社もあったし、できない会社もあった。その割合はわからないが、今後、システムをより拡充していただきたい。
- 利用の在り方については、1つの放送番組を DVD 化したり海外販売を行ったりする際など、検索数が少ない作業の時には使えると思う。ただし、常時同時配信の場合、膨大な数の番組を放送と同時に配信するものであり、本来放送では権利処理の必要がないので、配信のためだけに一曲一音源ずつデータベースを使って検索するのは現実的ではない。
- 原盤権の管理については、レコ協の送信可能化リストと照らし合わせないといけないのは不便なので、同一サイト上でうまくできないか。
- 楽曲のページから原盤情報が表示されるようになったが、画面上では3つまでしか確認できず、結局 JASRAC のサイトで再検索しないといけないのが手間。
- 洋楽のシンクロ権処理が必要か否かを判断するために JASRAC が掲示している「放送番組・映画の 2 次利用ストリーム配信のための外国作品判定リスト」における判定結果もあわせて確認できないか。
- 信託状況の表示について、同一の楽曲で、JASRAC オリジナルのデータベースでは「不明」と表示されているのに、今回のデータベースでは「使用可能」と表示される場合がある。信託状況不明の場合は、「不明」と表示していただきたい。
- 「不明」と表示されているものには、料率が決まっていないため「不明」となっているもの、本当に「不明」なものなど、いくつかの種類が混在している。
- 楽曲のメロディは知っていても曲名がわからないときがあるので、そういう場合のために、楽曲の試聴ができると便利。
- 今後、配信で使用する楽曲数が増えたときのことを考えると、許諾申請機能も含める形に拡充できないか。

【権利者団体からの主な意見・要望】

- 社内で担当部署が意見を把握している。改善については探っていきたい。
- JASRAC と NexTone と一緒に検索できることに対しての評価は嬉しい。
- この実験の座組は、JASRAC・レコ協・CPRA・NexTone の 4 団体からなる MINC に、レコ協非加盟社のインディーズも加わっている。大きな課題としては、MINC の座組と、それを拡大した今回の座組が、今後どのように連携・区別していくのかを考えていかなけばいけない。

- 課題について、どう来年度実施していくか、協議会メンバーと調整して反映していく

\\。

○過去の音楽 SWG での NHK からの報告において、メジャーはわかるが、インディーズの権利情報がわからないという話があった。今回の実証実験では、NexTone と共に、団体傘下のインディーズを加えたが、それについて、感触はどうか。

(放送事業者からの回答)：インディーズの中には検索できる会社もあったし、できない会社もあった。その割合はわからないが、今後、システムをより拡充していただきたい。

裁判制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度（著作権法第67条）。

【裁判制度の利用の流れ】

平成21年度

相当な努力

裁定申請

裁定

補償金の供託

著作物等の
適法利用

- 「相当な努力」要件の明確化
 - ・権利者情報を掲載している資料の閲覧
 - (ア・イ両方必要)
 - ア 名簿・名鑑等の閲覧
 - イ インターネット検索
 - ・権利者情報を保有している者への照会
 - (ウ・エ・オの全て必要)
 - ウ 著作権等管理事業者等への照会
 - エ 著作物等の販売等を行う者への照会
 - オ 関連する著作者団体等への照会
 - ・公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ
 - カ 日刊新聞紙への掲載 又は
 - キ 著作権情報センター（C R I C）のウェブサイトに30日以上掲載

- 裁定申請中の著作物等を利用可能化
 - ・担保金を供託することで、裁定を受けるまでの間、裁定申請した著作物を利用できることとする。

- 裁判制度の対象の拡大
 - ・裁判制度の対象を著作隣接権にも拡充

平成26年度

- 「相当な努力」要件を緩和
 - ・権利者情報を掲載している資料の閲覧
 - 「名簿・名鑑等の閲覧」「インターネット検索」のどちらかでよいとする

- ・権利者情報を保有している者への照会
 - 「著作物等の販売等を行う者への照会」は不要とする
- ・公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ
 - 30日から7日に短縮

- 裁定手続の簡素化
 - ・著作物等の利用期間を申請者が自由に設定できることとする。（過去は最大5年）
 - ・同一著作物等の追加的利用について、一括して裁定が可能に。再度の裁定申請は不要。

平成28年度

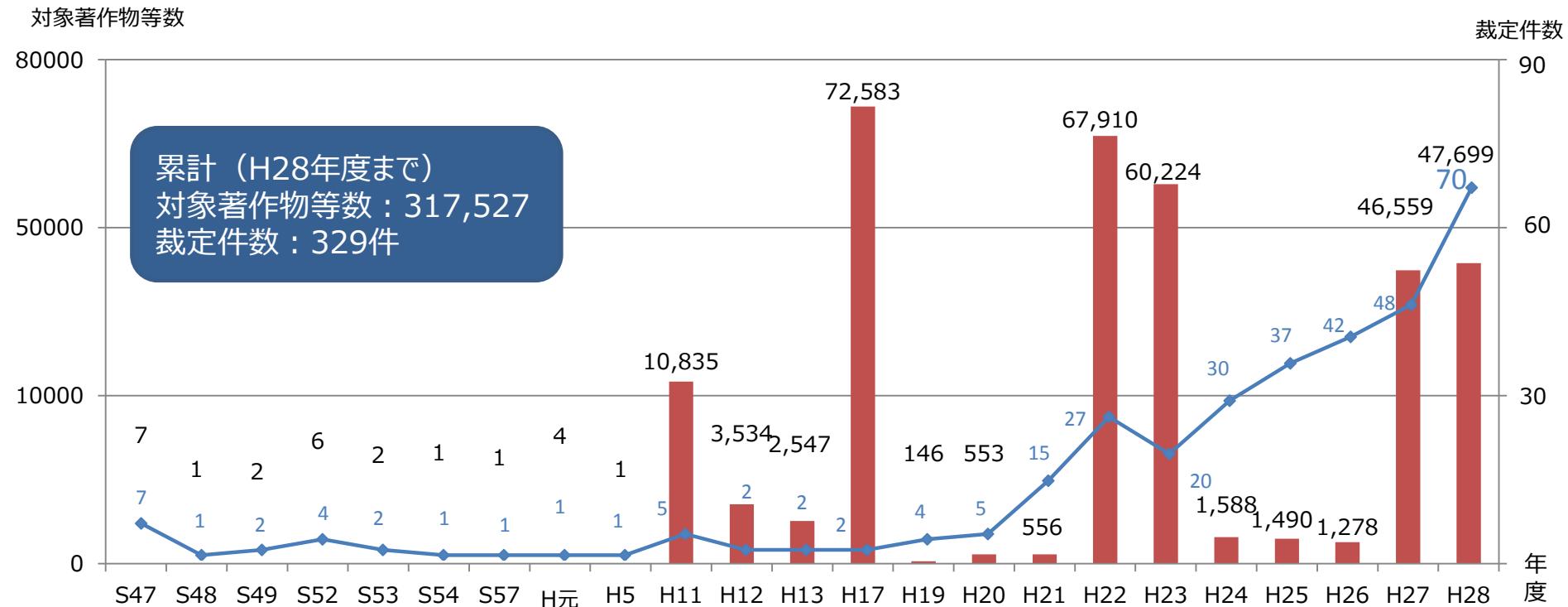
- 過去に裁定を受けた著作物のデータベースの整備
 - ・文化庁ウェブサイトに31万点を超える著作物の情報を掲載
 - ・著作物の題号、氏名、過去になされた裁定の情報、著作権者に関する情報等の項目を整備

- 過去に裁定を受けた著作物の「相当な努力」の要件を緩和
 - ・権利者の検索について
 - ①「データベースの閲覧」
 - ②「日刊新聞紙」又は「著作権情報センター（C R I C）のウェブサイト」への掲載で足りることとした。

平成29年度

- 裁定の申請に係る手数料の改定
 - (平成29年11月15日公布、平成30年4月1日施行)
 - 裁定の申請の際に必要な手数料の額について見直しを行い、1件につき13,000円から6,900円に改める。

参考：裁定制度の利用実績



【裁定例】

裁定年月日	著作物等の題号等	著作物等の種類	利用方法	利用者
H25. 8. 12	連続テレビ小説「おしん」における101役	実演	DVD・BDに複製し、販売	(株) NHKエンタープライズ
H28. 2. 23	「美濃岐阜市街全図」等78件	図形（地図）	図書館ウェブサイトにおいてインターネット配信	岐阜県図書館
H28. 6. 24	東京大学2004年度入試英語問題に掲載された英文等8件	言語	出版用教材に複製し、販売 ウェブ用教材として配信	(株) Z会

拡大集中許諾制度

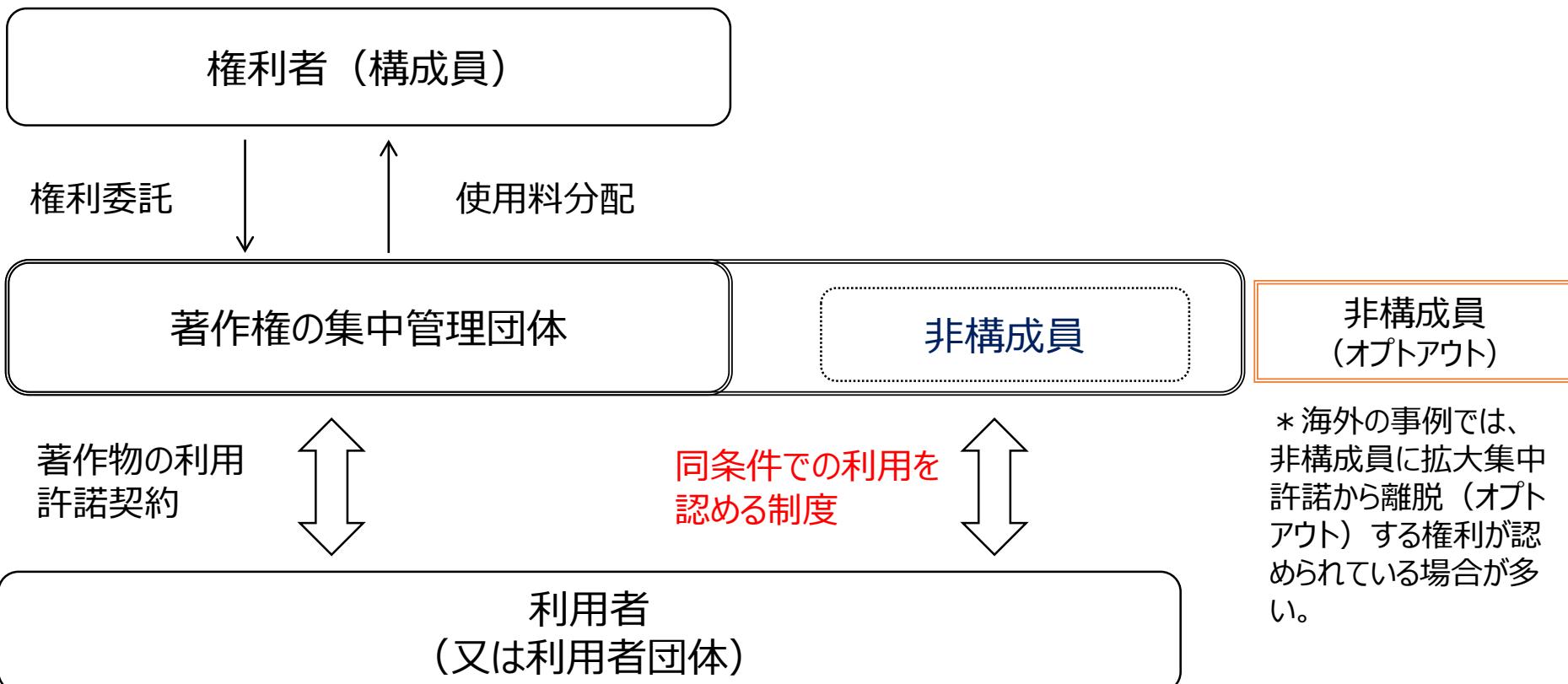
(Extended Collective License)

参考9

音楽SWG(第2回、第5回)
配付資料抜粋

法律に基づき、集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物について、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」と著作物の「利用者」との間で締結された、著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で、利用することを認める制度。

→ 北欧諸国（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランド）及び英国で導入



拡大集中許諾制度の課題

- 拡大集中許諾制度**には、制度の対象（一般ECLか個別のECLか）、拡大集中許諾団体のあり方、オプトアウトの有無など、**様々なバリエーション**があり得る。
それによって、制度上の位置づけが変わってくると共に、法的正当化や実際に制度化する場合の課題も異なってくる。
- 拡大集中許諾制度の法的正当化**については、默示の許諾、労働協約、民法上の事務管理等に基づく説明が考えられるところ、それぞれに課題が残ると考えられ、具体的な制度内容に応じてさらなる検討が必要。
- 拡大集中許諾制度を導入する場合の具体的課題については、拡大集中許諾団体の在り方（適格性、代表性、構成員の同意の要否）、使用料の徴収・分配の手続き、非構成員との関係、オプトアウトの具体的仕組み、著作権等管理事業法や競争法との関係、未分配の使用料の取扱いなど、**多様な課題**が明らかになった。
- 補償金請求権を伴う権利制限、報酬請求権、裁定制度、ライセンス優先型権利制限など、著作権制度には、拡大集中許諾制度を含めて様々なものが見られるところ、**拡大集中許諾制度の導入が適当なのはどのような場合か**について、今後も検討を要する。

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究報告書より】

【参考：拡大集中許諾制度の各国の導入状況】

[文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会資料より]

	アイスランド	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド	イギリス	アメリカ (検討中)
制度導入年	1992年	1960年	1961年	1961年	1961年	2014年	(パイロットプログラム)
団体適格性	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可はいらない。	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可 (有効期間5年。 更新可)	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可 (有効期間5年。 更新可)	・権利者の相当数を代表 ・政府の認可
対象分野	個別ECL(注1) 一般ECL(注2) (2016.3導入)	個別ECL 一般ECL (2013年導入)	個別ECL 一般ECL (2013年導入)	個別ECL 一般ECL (2015年導入)	個別ECL	一般ECL	言語、付随絵画・図形、写真の教育研究利用
オプトアウト制 (注3)	△(分野による)	△(分野による)	△(分野による)	△(分野による)	△(分野による)	○	○
集中管理団体	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	対象分野に応じた団体存在	2016.3時点で申請団体なし	—
使用料の分配 (基本は団体が決定)	権利者に分配。 場合によって助成金等。	団体への包括分配後、助成金等で還元が一般的。	権利者に分配。 場合によって助成金等。	団体への包括分配後、助成金等で還元が一般的。	権利者に分配 (一部文化事業に支出)。場合によって助成金等。	権利者に分配。	権利者に分配。
未分配の使用料(基本は団体が決定)	例)権利者に上乗せして分配	例)権利者に上乗せして分配	例)芸術家や文化活動への助成など構成員全体に使用	例)著作権保護など構成員全体に使用	例)権利者に上乗せして分配	国務大臣に移管。8年経過後、社会・教育活動など使用料の使途を決定	教育・慈善活動など構成員全体に使用
その他 (許諾契約交渉不調の場合の調停・仲裁制度 (注4)など)	調停申請可。	一般ECL除き調停申請可。 (2013導入)	文化大臣に調停申請可。 著作権ライセンス審判所に仲裁申請可(一般ECL等除く。2008導入)。	調停委員会に調停申請可。当事者合意があれば拘束力のある決定可。	写真複製、教育研究利用、有線再送信について仲裁申請可。	(集中管理団体の認可要件が厳格で、申請更新手続きが複雑)	(使用料分配のため非構成員の探索を団体に義務付け)

注1:個別ECL:分野を個別に規定:例)放送における利用、図書館・美術館における複製、教育活動のための複製、企業内複製など

注2:一般ECL:対象の分野や利用形態を特化せずに一般的に規定

注3:オプトアウト制度:集中管理団体の構成員ではない著作権者(非構成員)が、利用許諾契約の拡張適用から離脱し自己の著作物の利用を禁止できる制度

注4:調停:基本的に拘束力のないものとして整理。仲裁:基本的に拘束力のあるものとして整理。

平成29年12月14日

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
(aRma)

《 映像コンテンツ権利処理機構（aRma）による集中管理 》

			放送	ネット配信	
			初回放送	見逃し配信	VOD
法律		放送権 (92条)	送信可能化権 (92条の2)		
実際の運用	NHK	許諾	個々の権利者が 出演時に許諾付与	個々の権利者が 出演時に許諾付与	aRmaによる集中管理※
		対価の受領	個々の権利者が 直接に受領	個々の権利者が 直接受領	aRmaによる集中管理※
	民放	許諾	個々の権利者が 出演時に許諾付与	aRmaによる集中管理※	aRmaによる集中管理※
		対価の受領	個々の権利者が 直接受領	aRmaによる集中管理※	aRmaによる集中管理※

aRmaによる集中管理※

個々の番組単位で利用申請を受け付け、個々の実演家単位で許諾を付与し、個々の実演家単位で使用料の徴収と分配を行う

著作権者不明等の場合における裁定手続の流れ

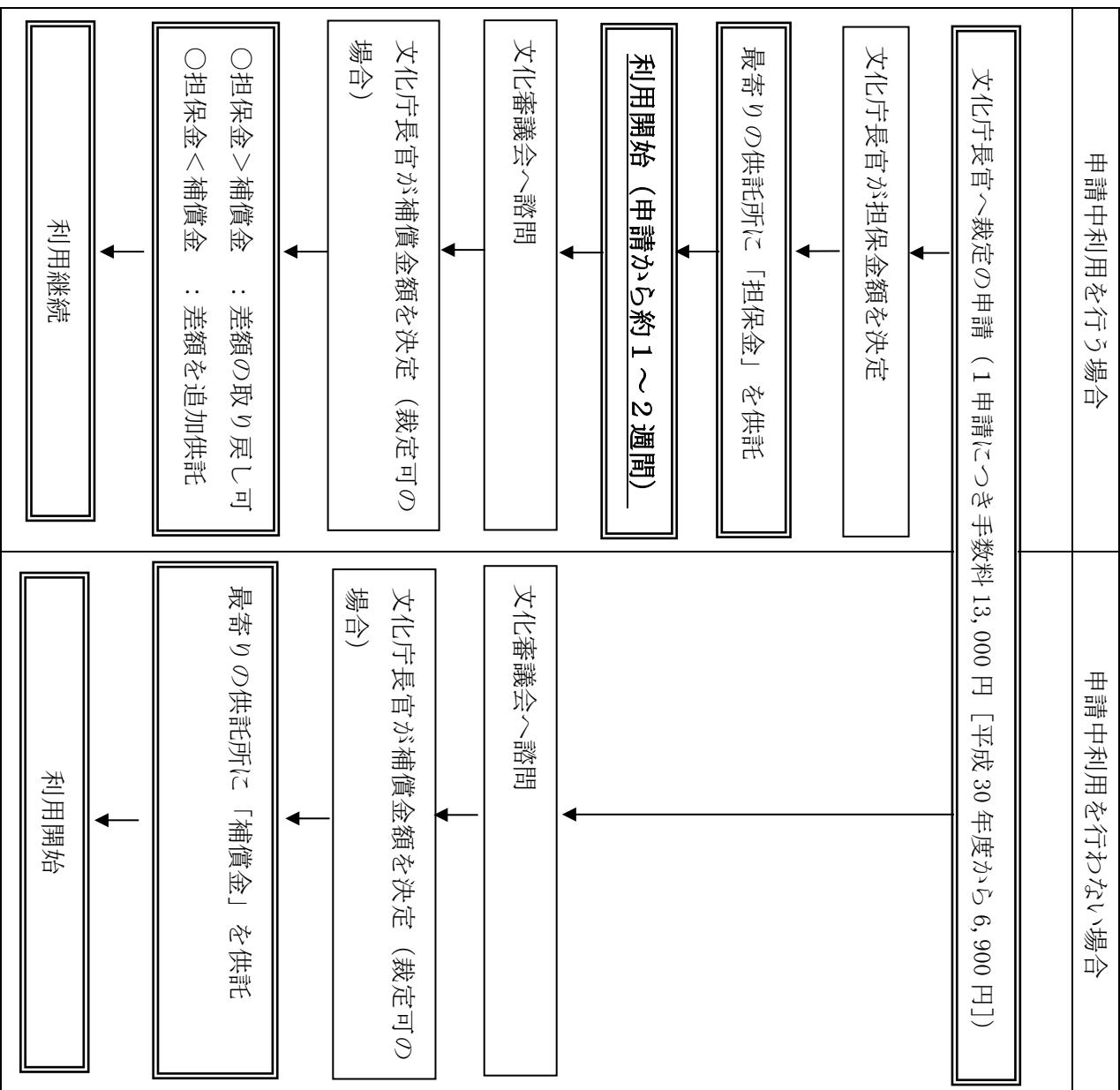
1. 利用したい著作物等について、権利者検索を開始（相当な努力）

「相当な努力」の内容

- (1) 権利者情報を掲載する資料の閲覧（名簿・名鑑等の閲覧又はインターネット検索）
- (2) 広く権利者情報を保有していると認められる者への照会
(著作権等管理事業者等への照会及び関連する著作者団体への照会)
- (3) 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ
(日刊新聞紙への広告掲載又は著作権情報センターウェブサイトへの広告掲載)

なお、過去に裁判が行われたことのある著作物等については文化庁ホームページのデータベースを検索することで「相当な努力」のうち（1）及び（2）を省略することが可能。

2. 権利者と連絡が取れなかった場合



NHKにおける不明権利者裁定制度の実務について (対象は不明実演家)



- aRmaに二次使用申請⇒aRmaは委任確認 & 不明実演家を探索（名簿またはインターネットでの検索、関係団体等への照会等）
- aRmaのHPへの掲載(1週間)⇒CRIC(著作権情報センター)のHPからリンク

2~5
週間

1週間

- 申請書、不明実演家リスト、疎明資料、公表等を裏付ける資料（番組確定表）、使用料の計算式・リストを提出
- 手数料1申請13,000円(平成30年4月から6,900円)

1週間

- 申請後、担保金の額の決定通知⇒法務局に供託
- 裁定の決定までの間に「申請中利用」を開始

1~2
週間

申請中利用

- 文化庁HPでの裁定内容の確認
- 裁定の補償金と担保金との差額があれば清算

1週間

NHKにおける不明権利者裁定制度の利用状況について

現状

これまで裁定申請した著作権者等は不明実演家のみ

※2018年1月現在

- 申請件数
 - ・ネット配信 16件(同番組の再申請含む。番組タイトル数10)
 - ・DVD化 18件(番組タイトル数11)
- 不明実演家数
 - ・ネット配信 1, 018名(1申請当たり64名)
 - ・DVD化 1, 040名(1申請あたり58名)
※ 最も不明実演家が多かった番組は「大河ドラマ 春の波濤」(昭和60年)の160名
- 判明者数 40名
- 1人当たりの初回担保金 1, 647円
- 手続きに要する期間
 - ・探索開始から担保金を供託して申請中利用できるまで
4～9週間程度
 - ・申請から裁定決定・最終的な補償金供託まで 2～4週間程度

課題

- ・ 経費や手間を考えるとすべての番組について裁定制度を利用することは難しい
- ・ 権利者が判明しても還付手続きが煩雑なため、1人当たりの補償金の額を考えると法務局に行って手続きをしてもらうことは難しい
- ・ 不明者が判明することは少なく、その結果補償金の多くが国庫に入ることとなり権利者のために活用される制度となっていない

(参考) aRmaのHPへの掲載内容例

aRma audiovisual Rights management association 一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構

aRmaについて 事業内容 ケーブルテレビ事業者の方々へ 権利者を捜しています お知らせ お問い合わせ | ホーム

放送番組に出演された方々を捜しています

放送番組を二次利用するために、
出演された方々(故人となられた方はご遺族)を捜しています。

ご本人(ご遺族)及びご関係者の方々は、aRma事務局までご連絡ください。

ご連絡はこちらまで

aRma事務局
TEL. 03-5775-4870
FAX. 03-5775-4872

E-mailはこちら

下記の番組出演者の方々を捜しています



掲載日順	五十音順										
あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ	英数	
掲載日・承諾番号	芸名			放送局			番組名			放送時期	
2015/06/10 55207242	阿部 秀一		NHK		大河ドラマ 春日局					1989/01/01～ 1989/12/17	
2015/06/10 55207242	秋山 康次郎		NHK		大河ドラマ 春日局					1989/01/01～ 1989/12/17	
2015/04/17 36118129	梓 葉子		NHK		ドラマ人間模様 新・事件 ～わが歌は花いちもんめ～ わが歌は花 いちもんめ					1981/03/06～ 1981/10/04	
2015/04/17 36118129	赤羽根 明		NHK		ドラマ人間模様 続・続・事件 ～月の景色～ 月の景色					1980/09/14～ 1980/10/06	
2015/04/17 36118129	麻生 淳子		NHK		ドラマ人間模様 続・続・事件 ～月の景色～ 月の景色					1980/09/14～ 1980/10/06	
2015/03/26 69672325	朝妻 達子		テレビ朝日		俺の空 刑事編					2011/10/16～ 2011/12/18	

aRmaにおける 不明者探索業務

2018年2月20日

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
aRma

「放送番組に出演された方々を捜しています」

aRmaは、放送番組二次利用の円滑化を実現するため、連絡先不明実演家の探索を実施しております。

平成22（2010）年1月1日施行の改正著作権法により、裁判制度が著作隣接権に拡大されました。aRmaは、これを受け、定款の事業目的に「映像コンテンツに係る不明権利者の探索・通知」を掲げ、探索業務を開始いたしました。

aRmaが不明者探索を実施する理由

1. 二次利用の実施促進

ほとんどの出演者が二次利用を許諾したにもかかわらず、一部出演者の連絡先が不明で許諾を得られず番組が二次利用されないとなりますと、許諾を出したaRma委任者の利益が損なわれます。aRmaが不明権利者の探索を実施し、二次利用を促進することは、aRma委任者の利益となります。

2. aRma委任者の拡充

aRmaが探し連絡先が判明した場合、委任勧誘をする機会が得られます。委任を取得できれば、aRma集中管理が促進されます。

3. 裁判制度の利用促進

探索の結果連絡先が判明すれば、許諾を得て二次利用が行われます。

探索しても連絡先が判明しない場合は、放送局の求めに応じ、裁判制度申請の要件である「相当な努力」を満たす探索を実施したことを証する文書を発行します。

4. 「相当な努力」と探索コスト

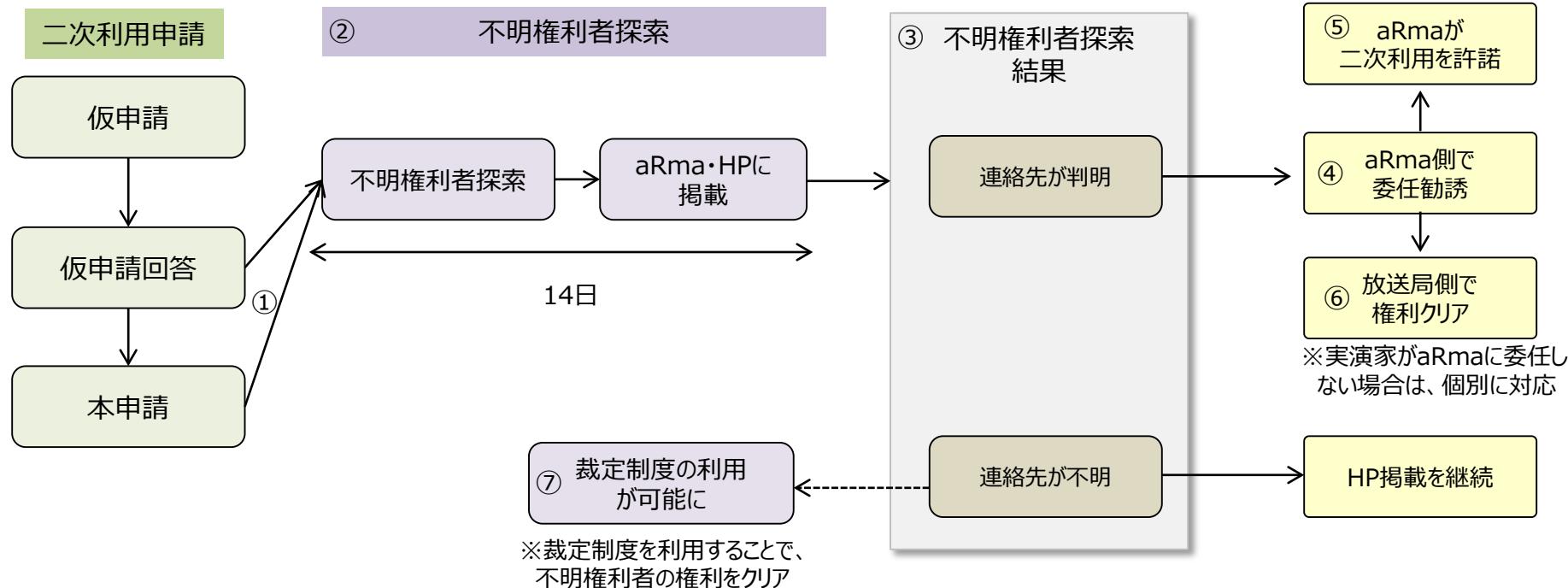
多数の連絡先不明者を「相当な努力」要件を満たしつつ探索するには、連絡先情報と探索業務をaRma一箇所に集中させたほうが効率的であり、コストを抑えることができます。

不明権利者探索の概要

◆ 不明権利者探索業務について

- ①仮申請回答後、本申請時に「管理外」実演家で、連絡先を探したい場合に不明権利者探索依頼。
- ②aRma事務局で探索をいたします（裁制度利用の要件を満たす探索）。…14日
- ③不明権利者探索の結果を連絡。
- ④連絡先が判明した実演家は、aRma側で委任を勧誘。
- ⑤実演家がaRmaに委任した場合、aRmaが二次利用を許諾。
- ⑥実演家がaRmaに委任しない場合、放送局側で権利クリア。
- ⑦裁制度の利用要件を満たし、裁制度の利用が可能に。

⑤ + ⑥ + ⑦の対応により、放送番組の二次利用の円滑化を実現



aRma探索の実績

aRma探索実績人数

2018/2/15現在：7,376人（延べ人数）

aRmaホームページ掲載人数

2018/2/15現在：3,015人（名寄せした人数）

The screenshot shows a computer browser displaying the aRma website at <http://www.arma.or.jp/missing/>. The page title is "audiovisual Rights management association" and the subtitle is "一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構". The main heading is "放送番組に出演された方々を捜しています". A text box on the left says: "放送番組を二次利用するため、出演された方々(故人となられた方はご遺族)を捜しています。ご本人(ご遺族)及びご関係者の方々は、aRma事務局までご連絡ください。". On the right, a contact box says: "ご連絡はこちらまで" with phone numbers "TEL. 03-5775-4870" and "FAX. 03-5775-4872", and an "E-mailはこちら" button. Below this is a search form with fields for "掲載日順" and "五十音順", and a search bar with a question mark icon. The results table has columns: "掲載日・承諾番号", "芸名", "放送局", "番組名", and "放送時期". The results listed are:

掲載日・承諾番号	芸名	放送局	番組名	放送時期
2015/06/10 55207242	阿部 秀一	NHK	大河ドラマ 春日局	1989/01/01~ 1989/12/17
2015/06/10 55207242	安河内 秀臣	NHK	大河ドラマ 春日局	1989/01/01~ 1989/12/17
2015/06/10 55207242	奥村 雅幸	NHK	大河ドラマ 春日局	1989/01/01~ 1989/12/17
2015/06/10 55207242	吉川 淳一	NHK	大河ドラマ 春日局	1989/01/01~

参考資料

aRmaの探索実績 (年度別 / 延べ人数)

※年度はaRma年度 5/1~翌4/30	番組数					実演家数					判明数	不明者数
	送信可能化	ビデオグラム化	海外番販	CS番販	依頼番組数 合計	送信可能化	ビデオグラム化	海外番販	CS番販	実演家数 合計		
平成23(2011)年度	185	37	0	0	222	1,959	229	0	0	2,188	722	1,466
平成24(2012)年度	156	29	0	1	186	1,154	143	0	9	1,306	399	907
平成25(2013)年度	86	31	0	0	117	572	159	0	0	731	193	538
平成26(2014)年度	130	38	3	0	171	632	462	15	0	1,109	313	796
平成27(2015)年度	84	25	0	2	111	497	146	0	14	657	244	413
平成28(2016)年度	95	25	0	0	120	646	334	0	0	980	263	717
平成29(2017)年度	81	24	0	1	106	180	223	0	2	405	122	283

平成29年度 試験的提供B 概要と権利処理関連事項について

平成30年3月

日本放送協会



<本資料の内容>

- 同時配信実験「試験的提供B」の概要
- 一般向け調査：「サービス全体」利用率
- 一般向け調査の性別・年代・テレビ保有別の利用率／地域向け調査の利用率
- 一般向け調査：「同時配信」の満足度
- 一般向け調査：「非利用者」が「利用しなかった理由」、「今後、期待すること」
- システム構成 概念図
- 「フタかぶせ」の考え方
- 本部、大阪局・静岡局での「フタかぶせ」対応
- 本部の「フタかぶせ」システム
- 配信対象時間合計
- 配信実施時間の比率（概要）
- 配信実施時間の詳細
- 配信しなかった（フタかぶせ）理由
- 配信しなかった理由別内訳【時間】
- フタかぶせの理由別内訳【番組数】

同時配信実験「試験的提供B」の概要

実施期間	平成29年10月30日(月)～11月26日(日) 4週間
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> ○総合テレビ・Eテレ ○同時配信・見逃し配信 (同時配信後から1週間視聴可能) ○早戻し配信 (同時配信中の番組を最初に戻つて視聴可能) ○午前5時から翌午前1時までの1日20時間以内 (見逃し配信は24時間) ○東京・神奈川・埼玉・千葉で放送している番組を配信 (地域向け調査では、地域放送番組について、大阪局と静岡局の番組をそれぞれの地域に限定して配信) <p>計：8,007人</p> <p><一般向け調査：5,400人> 全國の16歳～69歳男女</p> <p><地域向け調査：2,500人> (近畿：2,000人 / 静岡：500人) 上記の地域に居住している 20歳～69歳男女</p> <p><若者調査：107人> ケーススタディ 関東の15歳～25歳男女</p> <p>..... 若者に利用を依頼</p>

一般向け調査：「サービス全体」利用率

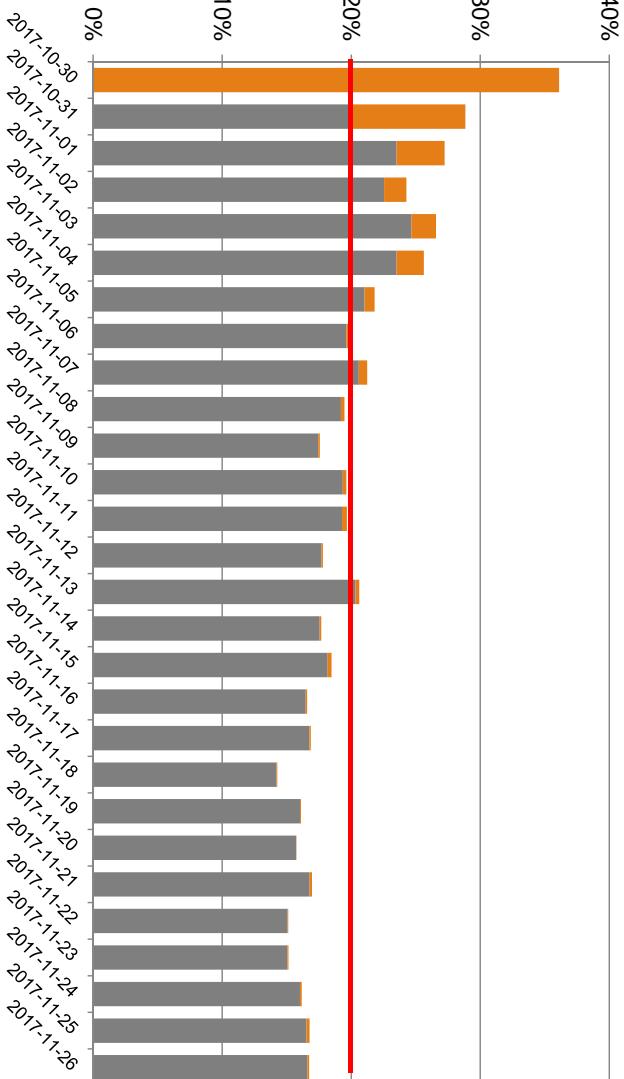


速報値

利用率平均
20.0%

■ 初回
■ リピート

最後の1週間の利用率平均(は16.1%)



一般向け調査の性別・年代・テレビ保有別の利用率／地域向け調査の利用率

一般向け調査：性別・年代・テレビ保有別の利用率／地域向け調査の利用率

速報値

属性	サンプル数	利用率			
		サービス全体	同時配信	見逃し配信	早戻し
全体	5,400	59.5%	59.0%	53.9%	20.1%
性別					
男性	2,709	61.3%	60.9%	55.2%	19.7%
女性	2,691	57.6%	57.2%	52.7%	20.5%
年代					
10代(16-19歳)	380	37.9%	36.3%	36.1%	11.1%
20代	761	49.3%	48.5%	45.7%	13.8%
30代	972	61.1%	60.5%	57.0%	18.3%
40代	1,157	63.4%	63.2%	57.2%	22.4%
50代	977	65.8%	65.7%	57.9%	26.3%
60代	1,153	62.5%	62.4%	56.0%	21.2%
テレビ保有 有無					
テレビ保有	5,250	59.7%	59.3%	54.2%	20.2%
テレビ非保有	150	51.3%	51.3%	46.7%	18.0%

地域向け調査：近畿・静岡の利用率

地域	サンプル数	利用率			
		サービス全体	同時配信	見逃し配信	早戻し
近畿	2,000	58.2%	57.9%	51.2%	15.1%
静岡	500	57.4%	57.2%	50.8%	16.8%

一般向け調査：「同時配信」の満足度

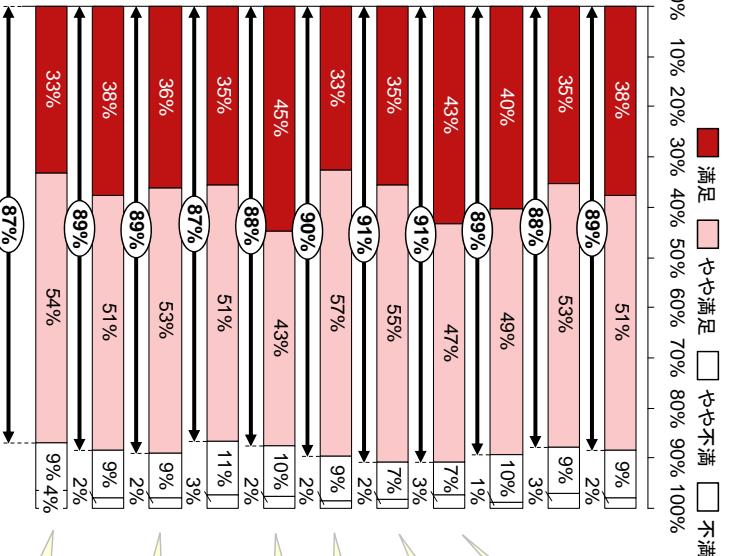
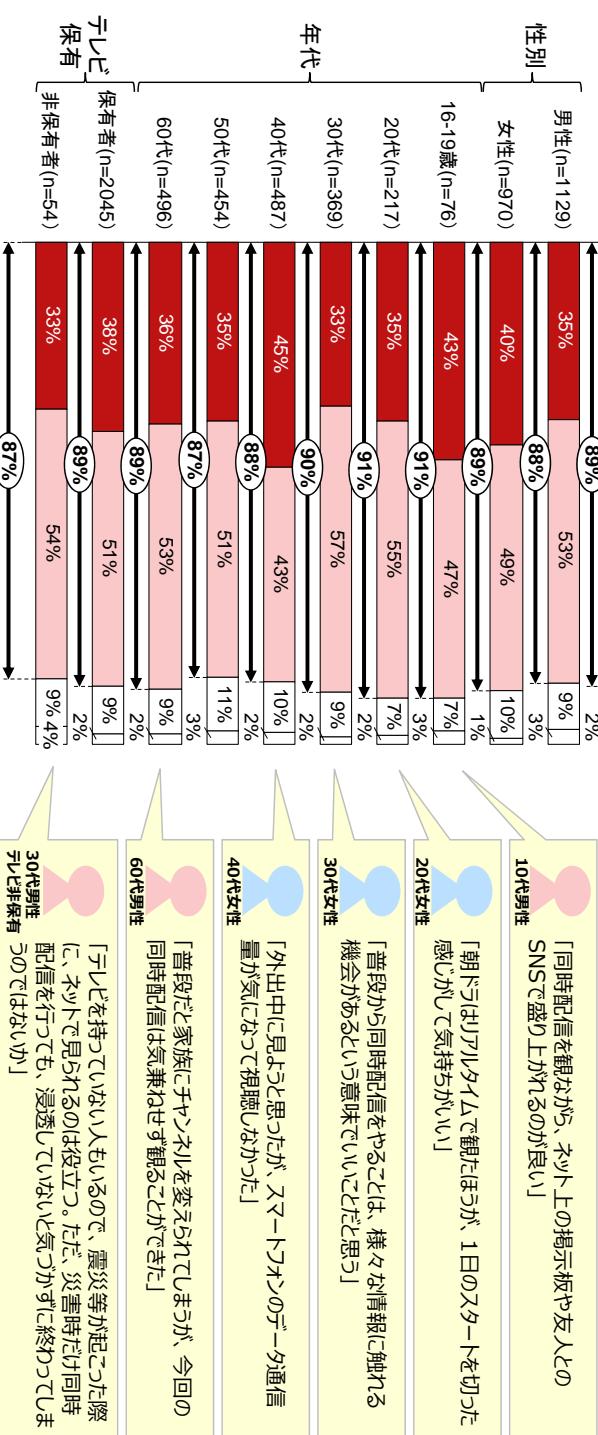
- 同時配信の満足度（「満足」「やや満足」の合計）は、全体で89%。
- 性別・年代別・テレビ保有別でも概ね同程度の満足度がある。

同時配信の満足度（利用者へのアンケート）

※利用者：ログデータで1秒以上の利用があり、アンケートでも期間中に1回以上利用したと回答した人

速報値

インタビュー調査での発言例

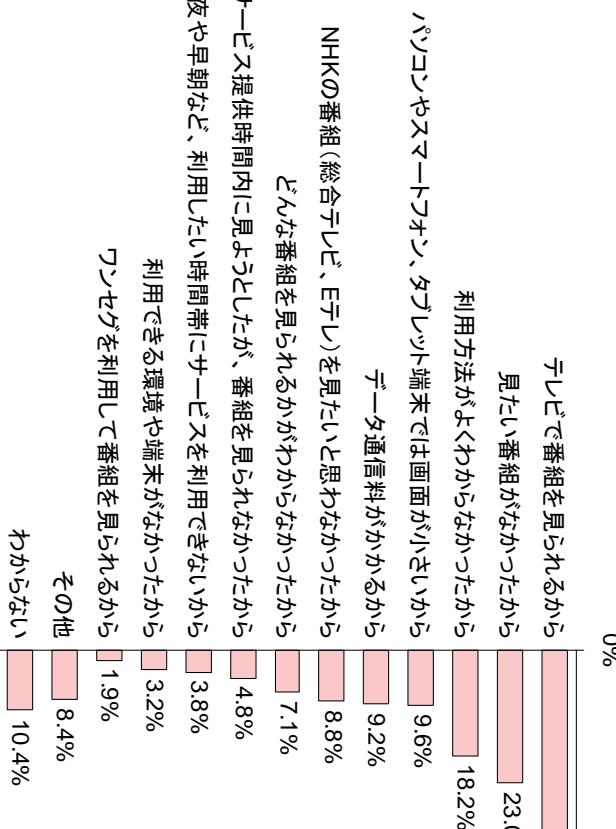


一般向け調査：「非利用者」が「利用しなかった理由」

■ 利用しなかった理由では、「テレビで番組を見られるから」が多い。次に「見たい番組がなかったから」が多い。

「ネット同時配信実験」を利用しなかった理由 (n=1,515)

(複数回答)



速報値

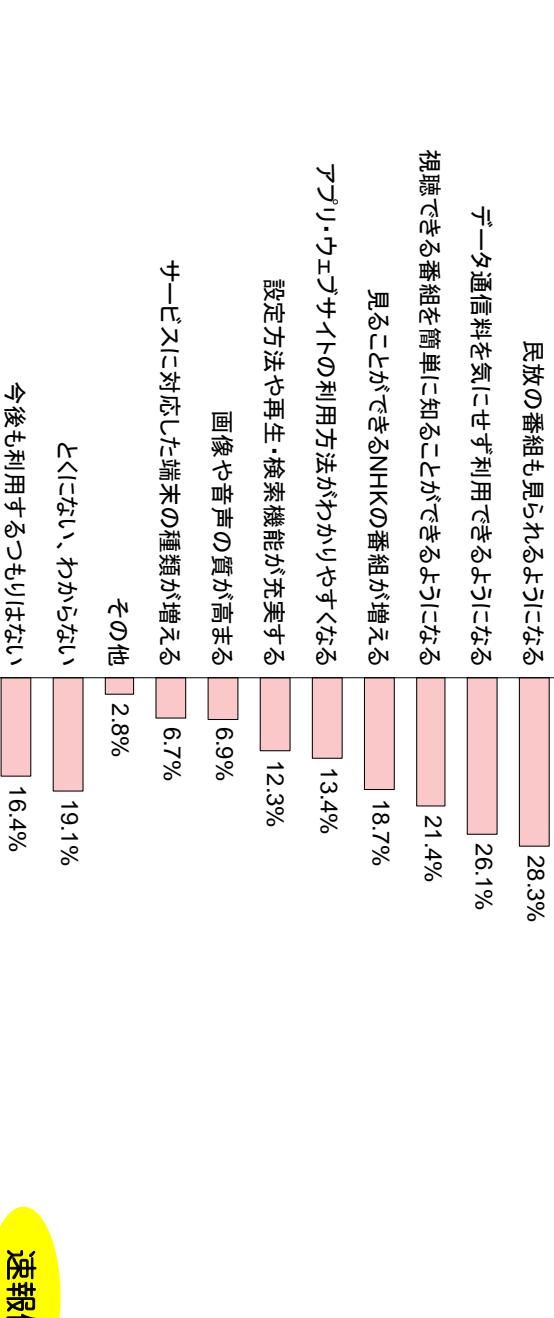
一般向け調査：「非利用者」が「今後、期待すること」

■ 「ネット同時配信実験」がどのようになれば今後利用したいかについては、「民放の番組も見られるようになる」「視聴できる番組を簡単に知ることができるようになる」が多く、次に、「データ通信料を気にせずに利用できるようになる」「視聴できる番組を簡単に知ることができるようになる」だった。

「ネット同時配信実験」が、どのようになれば、今後利用したいか (n=1,515)

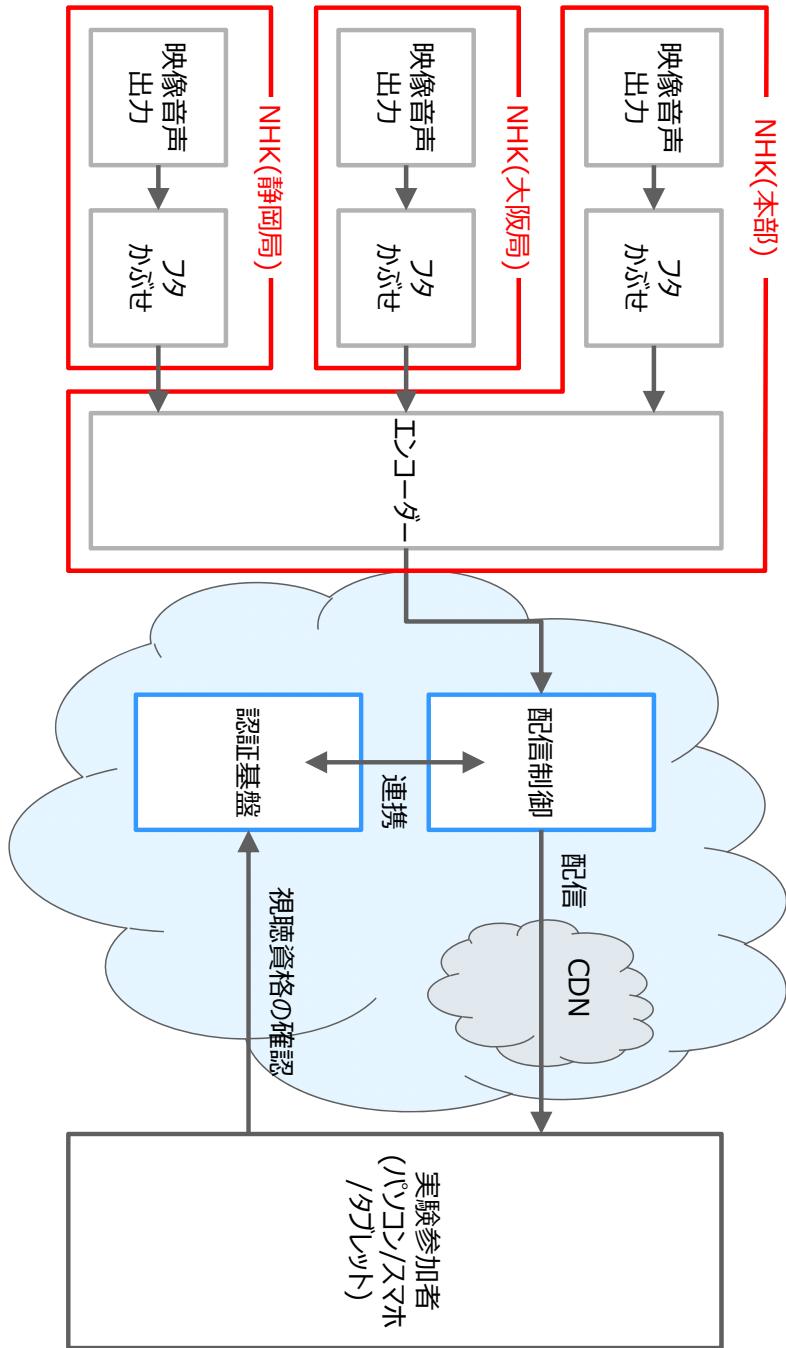
(複数回答)

アンケート



速報値

システム構成 概念図



「フタかぶせ」の考え方

一般番組

- ・試験のために、権利者等に番組制作者が確認作業を行う
- ・1カットでもネット配信不可の映像があれば番組ごとにフタかぶせ処理を行う

ニュース

- ・映像のネット配信可否を確認し、配信不可の映像はフタかぶせ処理を行う



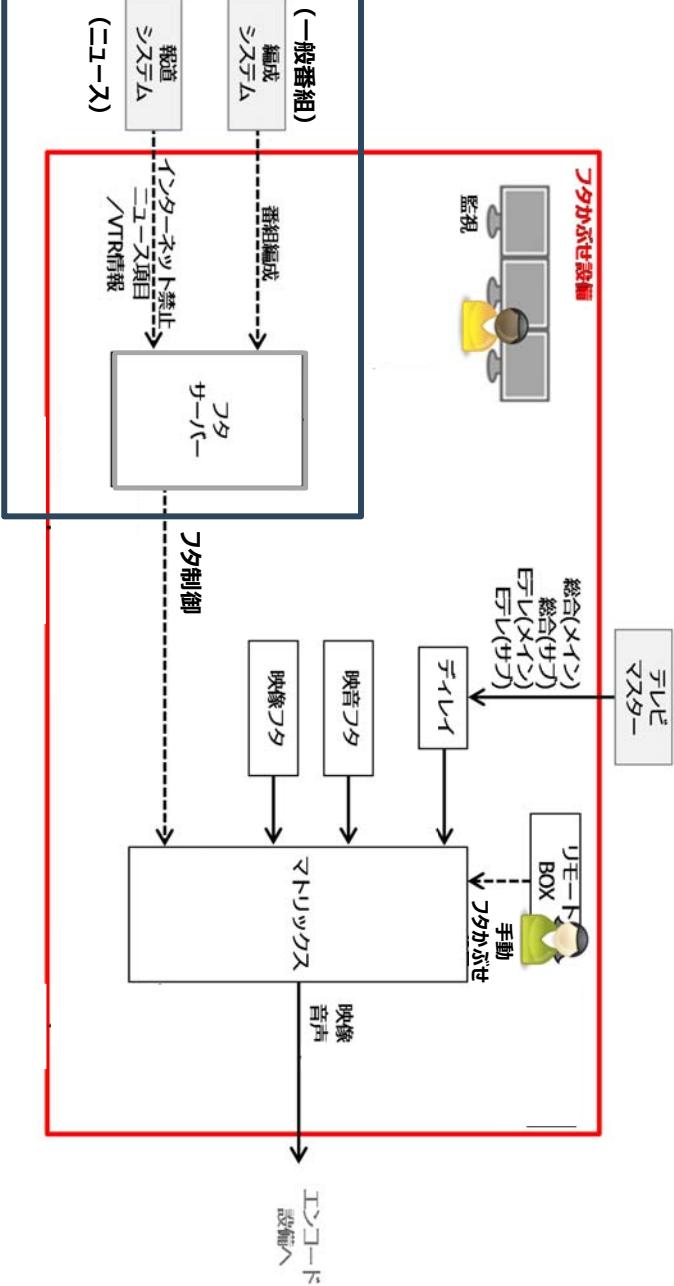
一般番組／
配信対象時間外のフタ文言

ニュースのフタ文言

本部、大阪局・静岡局での「フタかぶせ」対応

	本部	大阪局・静岡局
一般番組	<ul style="list-style-type: none"> 編成システムとの連携による 自動フタ制御 (番組ごと) 	<ul style="list-style-type: none"> 報道システムとの連携による 自動フタ制御 (ニュース映像ごと) 手動フタかぶせ対応
ニュース	<ul style="list-style-type: none"> 一部、手動フタかぶせ対応 	<ul style="list-style-type: none"> 手動フタかぶせ対応

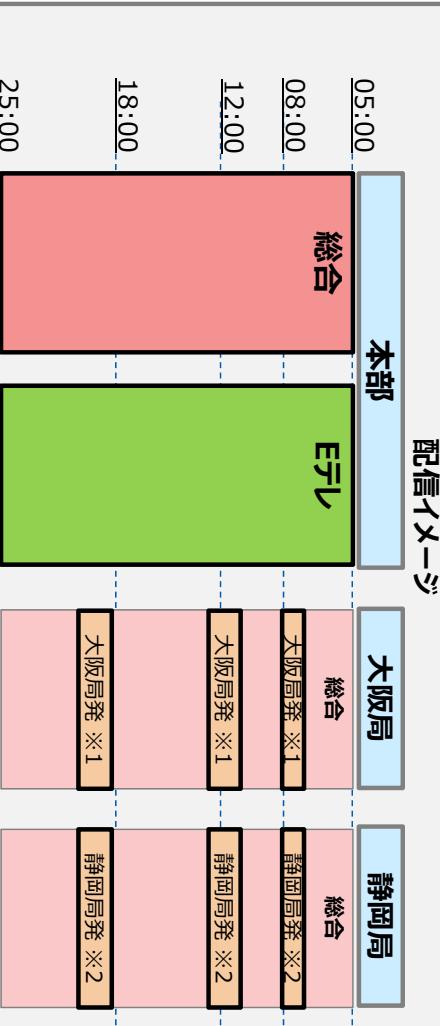
本部の「フタかぶせ」システム



自動フタかぶせシステム

配信対象時間合計

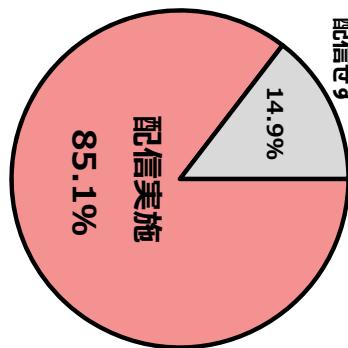
速報値



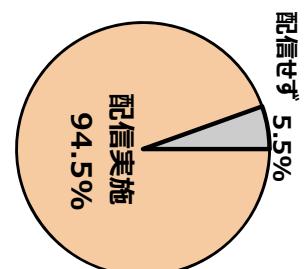
- ※1 大阪局発の番組例
 - おはよう関西
 - ひる・しづ
 - ぐるっと関西 おひるまえ
 - ニュースほっと関西
 - かんさい熱視線
 - ニュース 8 4 5 等
- ※2 静岡局発の番組例
 - おはよう静岡
 - たっぷり静岡
 - ニュースしづおか 8 4 5 等

配信実施時間の比率 (概要)

本部(総合)



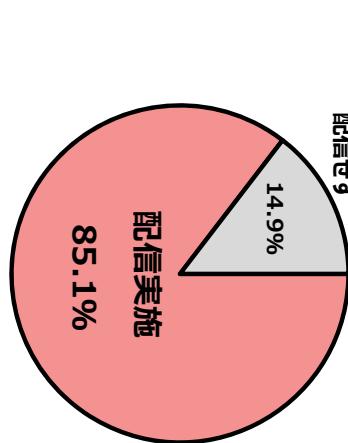
静岡局発



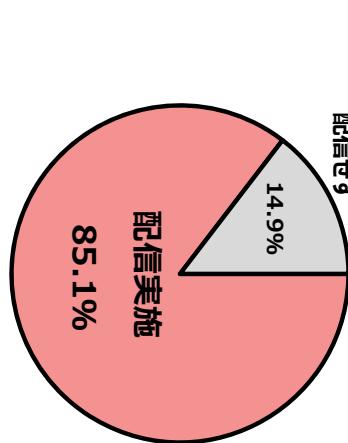
速報値

大阪局発

本部(Eテレ)



全体



配信実施時間の詳細（同時配信：総合・Eテレ）

速報値

総合

時 間				
	配信実施	比率	番組数	比率
一般番組	282時間28分05秒	81.5%	455	76.3%
ニュース	188時間29分32秒	91.1%	143	52.0%
合計	470時間57分37秒	85.1%	598	68.7%

Eテレ

時 間				
	配信実施	比率	番組数	比率
一般番組	438時間51分45秒	81.7%	1,733	84.7%
ニュース	7時間12分00秒	100.0%	56	100.0%
合計	446時間03分45秒	81.9%	1,789	85.1%

配信実施時間の詳細（同時配信：地域放送番組）

速報値

大阪

時 間		
	配信実施	比率
一般番組	33時間48分29秒	94.8%
ニュース	29時間25分07秒	94.2%
合計	63時間13分36秒	94.5%

[参考] フタかぶせなしの番組

番組数	比率
33	78.6%
134	82.7%
167	81.9%

静岡

時 間		
	配信実施	比率
一般番組	15時間46分38秒	92.7%
ニュース	26時間46分34秒	95.3%
合計	42時間33分12秒	94.3%

[参考] フタかぶせなしの番組

番組数	比率
22	75.9%
125	90.6%
147	88.0%

配信実施時間の詳細（同時配信：全体）

速報値

全体

時 間	
配信実施	比率
一般番組	770時間54分57秒
ニュース	251時間53分13秒
合 計	1,022時間48分10秒
84.5%	80.7%

【参考】フタかぶせなしの番組

番組数	比率
2,243	82.6%
458	72.6%
2,701	80.7%

配信しなかった（フタかぶせ）理由

権利者等に対しては、無償でご協力をお願いした

権利者等からネット配信
許諾得られず

権利者等（出演者、番組で使用した著作物の著作者など）から配信への許諾が得られなかつたもの。

外部調達映像
配信権なし

番組内で用いた外部映像について配信権がないもの。
例：ニュース番組の中のスポーツの映像
⇒ 一般番組の場合は番組全体にフタ、ニュースの場合は当該部分にフタ

購入番組等
配信権なし

アニメや海外ドラマ等の購入に当たつて放送権は取得したが、配信権はないもの。
(他事業者による有料配信あり、契約にネット配信権の設定なし 等)
⇒ 番組全体にフタ

使用料請求あり

番組内で外部映像等を使用しており、配信について明確な対価請求があつたもの。
(相手方に規定の使用料金あり 等)

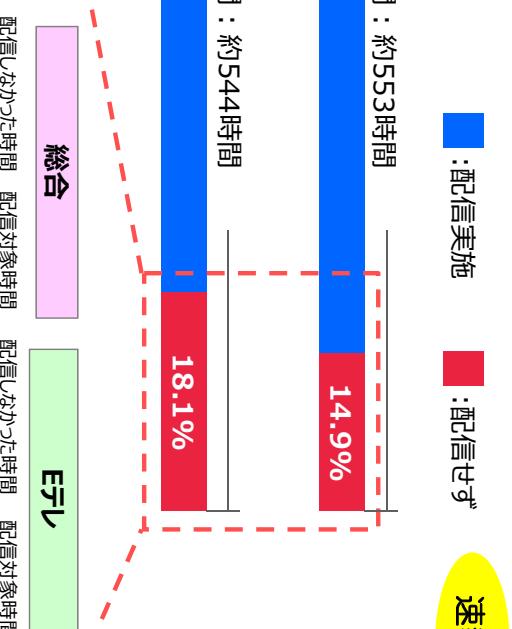
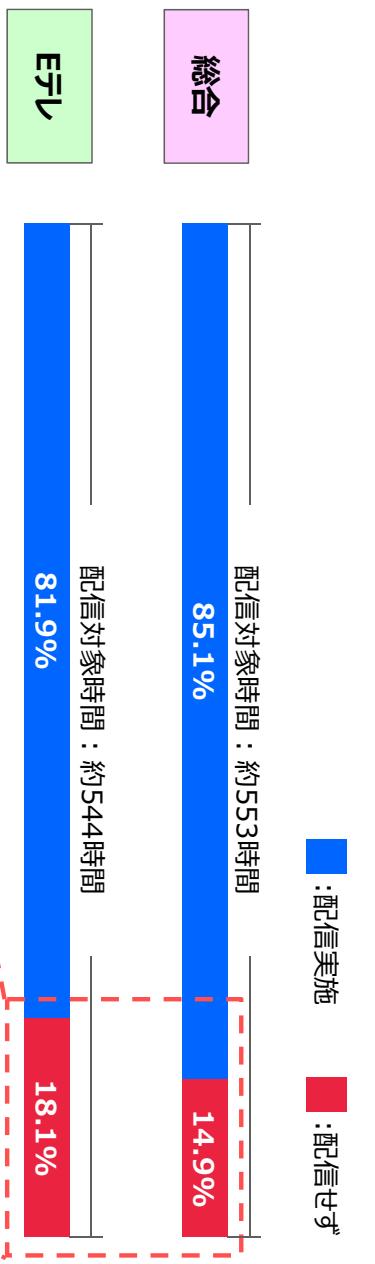
使用許諾の確認困難

権利者が不明、関係する権利者が多数に及び期間中の確認が困難などの理由で配信を見送ったもの。
(過去番組の再放送など番組制作時から長期間経過しているもの 等)

その他

その他の理由で配信しなかつたもの。
(輸入盤CD使用のため配信を差し控えたもの 等)

配信しなかった理由別内訳(同時配信：総合・Eテレ)【時間】

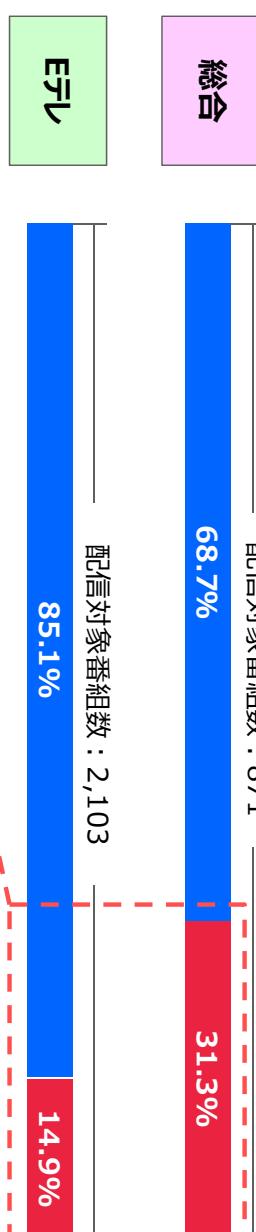


配信しなかった理由	配信対象時間に対する割合	配信対象時間に対する割合
権利者等からネット配信許諾得られず	15.0%	2.2%
外部調達映像：配信権なし	43.4%	6.5%
購入番組等：配信権なし	6.0%	0.9%
使用料請求あり	12.6%	1.9%
使用許諾の確認困難	17.2%	2.6%
その他	5.8%	0.9%

フタかぶせの理由別内訳(同時配信：総合・Eテレ)【番組数】

■:フタかぶせなし ■:フタかぶせあり

速報値



配信しなかった理由別内訳(同時配信：地域放送番組)【時間】

■:配信実施 ■:配信せず

速報値

配信対象時間：約66時間

94.5%

5.5%

静岡

配信対象時間：約45時間

94.3%

5.7%

大阪

配信しなかった時間
に対する割合

配信対象時間
に対する割合

権利者等からネット配信許諾得られず

-

-

外部調達映像：配信権なし

67.0%

3.7%

購入番組等：配信権なし

-

-

使用料請求あり

-

-

使用許諾の確認困難

14.5%

0.8%

その他

18.4%

41.9%

1.0%

2.4%

フタかぶせの理由別内訳(同時配信：地域放送番組)【番組数】

■:フタかぶせなし

■:フタかぶせあり

速報値

大阪

配信対象番組：204

18.1%

静岡

配信対象番組：167

12.0%

大阪

配信対象番組：167

88.0%

静岡

配信対象番組：204

12.0%

	番組数	配信対象番組	割合
フタかぶせの理由			
権利者等からネット配信許諾得られず	0	-	0
外部調達映像：配信権なし	29	78.4%	14.2%
購入番組等：配信権なし	0	-	0
使用料請求あり	0	-	0
使用許諾の確認困難	2	5.4%	1.0%
その他	6	16.2%	2.9%

配信しなかった理由別内訳(同時配信：全体)【時間】

配信対象時間：約1,209時間

:配信実施 :配信せず

速報値



フタかぶせの理由別内訳(同時配信：全体)【番組数】

配信対象番組数：3,345

:フタかぶせなし

:フタかぶせあり

速報値

